

論 説

ハンニバル戦争期の浪費に関する法律について

原 田 俊 彦

- I 史料および研究者における浪費に関する法律の理解
- II ハンニバル戦争に先立つ時期の浪費に関する法律
——十二表法10表の諸規定——
- III ハンニバル戦争期の浪費に関する法律
- IV ハンニバル戦争期の浪費に関する法律の立法史上の意義

I 史料および研究者における浪費に関する法律の理解

218年（本稿で用いる年代はすべて紀元前である）に始まるハンニバル戦争（第2次ポエニ戦争）はローマに未曾有の危機をもたらした。ハンニバルのイタリア半島侵入による半島内部での戦闘は、とりわけカンナエの戦いに象徴されるように、ローマ軍団に壊滅的損害をもたらした。ハンニバルの天才を認めたローマはハンニバルとの直接の戦いを避け持久戦術を採用した。けれども、カルタゴのサルディニアおよびシキリアへの上陸、その結果としてのシュラクサエ攻防戦、第1次マケドニア戦争の勃発、そして、スペインでの戦闘等、戦線は拡大し、さらに同盟者とりわけ南部ギリシア人諸都市がローマから離反した。ローマは真実の危機に陥ったのである。

本稿はこの戦争を跡づける意図のものではない。筆者がこれまで試みて

きたローマ共和政立法史研究⁽¹⁾の枠内で、ハンニバル戦争期に現れたこれまでに前例のない法律として、浪費に関する法律に着目し、その立法史上の意義を考察しようとするものにすぎない。

戦争という危機的な状況で法律を通じて浪費や贅沢が抑止された、これは容易に理解できる事柄であろう。未曾有の危機といって過言でないハンニバル戦争の時期にそうした法律がローマ立法史上はじめて現れた、このように指摘してもさほど異論は生じないであろう。けれども、それらの法律の詳細を見れば、共和政初期以来ローマの法律に認められる2つの大きな範疇、すなわち、「個別状況に結びつけられた法律」、「規範を生み出す法律」⁽²⁾、これらとはまた別の新しい範疇・類型が生じていると、筆者には考えられる。その意味で、筆者はハンニバル戦争期の浪費に関する法律を取り上げ、ローマ立法史上に現れた新たな範疇の把握を試みたい。

けれども、浪費に関する法律とは何か、浪費・贅沢・奢侈といった言葉で表現される事態はどのようなものか、この点について、若干、検討する必要がある。というのも、浪費に関する法律を伝える史料を一瞥して得られる印象と従来の研究とには乖離があるように思えるからである。そして、研究者間にも見解の相違を見出せるからである。

浪費に関する法律を意味するラテン語表現は、通常、*lex sumptuaria* (*leges sumptuariae* - pl. -) であるが、史料では、食事・饗宴における浪費・奢侈を制限する法律を示す場合が多い。とりわけ、ゲルリウスおよびマクロビウス⁽³⁾は、*leges sumptuariae* という表現を用いつつ、食事に関する⁽⁴⁾

(1) 原田『ローマ共和政初期立法史論』(2002)、原田「前287年から前241年までのローマの法律」早法87巻2号(2012)、387頁以下、原田「前241年から前219年までのローマの法律」早法87巻3号(2012)、693頁以下。なお、本稿で用いる外国雑誌の略記号は、*L'année philologique*にしたがう。

(2) このような機能面に着目した法律の類別については、原田『立法史論』、25頁以下、151頁以下を参照されたい。

(3) Gell. 2, 24; Macrobr. Sat. 3, 17. ゲルリウスおよびマクロビウスの叙述については、さしあたり、Bottiglieri, A., *La legislazione sul lusso nella roma repubblicana* (2002) [= *Legislazione sul lusso*], 83ss. 参照。

(4) Macrobr. Sat. 3, 17, 6; 3, 17, 10; 3, 17, 13でこの表現が用いられる。cf.

る法律だけを上げている。

研究者の見解はどうだろうか。まず、代表的な辞典項目でどのように述べられているか見てみよう。Kübler は、「特定の対象についての費用を最高額を設定して制限する法律、また、享樂の高まりを抑止しようとする法律⁽⁵⁾」とする。Berger は、「ローマの生活に贅沢が増加するのを抑止しようとする法律で、女性の贅沢な衣服、宝石の限度を超えた使用、饗宴や祝祭⁽⁶⁾での浪費を禁じる」ものとする。Longo は、「奢侈的な出費、すなわち、饗宴、祝祭、葬儀、女性の服飾における、度を超えた奢侈を制限する法律⁽⁷⁾」とする。

次に、ゲルリウスおよびマクロビウスが示す浪費に関する法律と、研究

Macrob. *Sat.* 3, 17, 11. Gell. 2, 24にはこの表現は見出せないが、Gell. 20, 1, 23にこの表現が見出される。Quid salubrius visum est rogatione illa Stolonis iugerum de numero praefinito? Quid utilius plebiscito Voconio de coercendis mulierum hereditatibus? Quid tam necessarium existimatum est propulsandae civium luxuriae quam lex Licinia et Fannia aliaeque item *leges sumptuariae*? (ユゲラの数を定めるストロの提案ほど有益とみなされたものがあるだろうか。女性の相続財産を制限するウォコニウスのプレプス決議ほど有用なものがあるだろうか。リキニウス法やファンニウス法、同様に、他の浪費に関する法律ほど、市民の奢侈を抑止するのに必要と考えられたものがあるだろうか。) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 130s. は、このリキニウス法を367年のリキニウスとセクスティウスのプレプス決議と解し、*leges sumptuariae*には土地の境界についての法律 (*lex de modo agrorum*) も含まれたとするが、ゲルリウスの上げるリキニウス法は Gell. 2, 24, 7 ff. で言及される食事の出費や食品の制限を定めたりキニウス法であろう。なぜなら、リキニウスとセクスティウスのプレプス決議は「ストロの提案 (*rogatio Stolonis*)」とはっきり異なる表現で示されているからである。したがって、この箇所ではゲルリウスは、*leges sumptuariae*は食事に関する浪費を制限する法律を示すものとして用いている。

(5) Kübler, B., *Paulys Realencyklopädie der classischen Altertumswissenschaft* [=RE] IV A-1 (1937) s. v. *Sumptus*, 901.

(6) Berger, A., *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* (1953) [=ED] s. v. *Sumptus*, 724.

(7) Longo, G., *Novissimo digesto italiano* [=NNDI] IX (1963) s. v. *Leges sumptuariae*, 629s.

4 早法 88 卷 2 号 (2013)

ゲルリウス	マクロビウス	Rotondi	Kübler	Savio	Sauerwein	Baltrusch	Gabba
					王法		
			十二表法10表		十二表法10表	十二表法10表	
		メティリウス法		メティリウス法	メティリウス法	メティリウス法	
		オッピウス法	オッピウス法	オッピウス法	オッピウス法	オッピウス法	
		プープリキウス法		プープリキウス法	プープリキウス法	プープリキウス法	
						骰子賭博に関する法律	
				キンキウス法	キンキウス法	キンキウス法	
		ヴァレリウスニクス法					
	オルキウス法	オルキウス法	オルキウス法	オルキウス法	オルキウス法	オルキウス法	オルキウス法
						フリーウス法	
						ヴォコニウス法	
ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法	ファンニウス法
	ディディウス法	ディディウス法	ディディウス法	ディディウス法	ディディウス法	ディディウス法	
アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法	アエミリウス法
		アウフィディウス法		アウフィディウス法			
リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法	リキニウス法
		ドゥロニウス法		ドゥロニウス法			
コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法	コルネーリウス法
アンティウス法	アンティウス法	アンティウス法	アンティウス法		アンティウス法	アンティウス法	アンティウス法
		ポンペイウスの提案	ポンペイウスの提案		ポンペイウスの提案	ポンペイウスの提案	ポンペイウスの提案
		スクリポニウスの提案		スクリポニウスの提案			
		ユーリウス法 (46年)		ユーリウス法 (46年)	ユーリウス法 (46年)	ユーリウス法 (46年)	
ユーリウス法 (18年)		ユーリウス法 (18年)	ユーリウス法 (18年)	ユーリウス法 (18年)	ユーリウス法 (18年)	ユーリウス法 (18年)	ユーリウス法 (18年)
		タプルス法 (?)		タプルス法 (?)	タプルス法 (?)		

者の掲げる浪費についての法律を対比してみよう。さしあたり、個別の浪費に関する法律について専門研究を行った Kübler、Savio、Sauerwein、Baltrusch、⁽¹¹⁾そして、ローマの法律について総合的研究を行った Rotondi、⁽¹²⁾加えて、特徴的な捉え方をしている Gabba ⁽¹³⁾を取り上げ、彼らが検討している浪費についての法律を、ゲルリウスおよびマクロビウスが示す浪費に関する法律と共に掲げたのが、前頁の表である。この表は年代順に法律を掲げているが、個別の法律制定の年代については、各研究者・史料で違いがあり、この表ではそれには言及していない。浪費に関する法律として理解されているものの差異を一瞥するためだけの表であることをご理解頂きたい。

上述の辞典項目の説明、そして、表を一瞥すれば、研究者たちの多くは浪費に関する法律を史料で示されるものよりも広い範疇のものと理解していることが分かる。他方、Gabba は史料に忠実であろうとしており、こうした傾向は必ずしも彼のみに認められるものでもない。⁽¹⁴⁾このように、研

(8) Kübler, *RE* IV A-1, 902ff.

(9) Savio, E., *Intorno alle leggi suntuarie romane*, in *Aevum* 14 (1940), 174ss.

(10) Sauerwein, I., *Die leges sumptuariae als römischen Maßnahmen gegen den Sittenverfall* (1970) [= *Leges sumptuariae*]

(11) Baltrusch, E., *Regimen morum. Die Reglementierung des Privatlebens der Senatoren und Ritter in der römischen Republik und frühen Kaiserzeit* (1988) [= *Regimen morum*], 40ff.

(12) Rotondi, G., *Leges publicae populi romani* (1912) [= *Leges publicae*], 98s. なお、Longo, *NNDI* IX, 630は、このRotondiのリストにしたがう。

(13) Gabba, E., *Ricchezza e classe dirigente romana fra III e I sec. a. C.*, in *RSI* 93 (1981), 552ss.

(14) Lintott, A. W., *Imperial Expansion and Moral Decline in the Roman Republic*, in *Historia* 21 (1972), 631は、共和政最初の浪費に関する法律をオルキウス法とする。Harris, W. V., *War and Imperialism in Republican Rome 327-70 B. C.* (1979) [= *Imperialism*], 89²は、オッピウス法を無視してかまわないとした上で、マクロビウスを引きそこに掲げられている法律を浪費に関する法律とする。なお、Dauster, M., *Roman Republican Sumptuary Legislation: 182-102*, in *Studies in Latin Literature and Roman History* XI, ed. C. Deroux (2003) [= *Sumptuary Legislation*] も、オルキウス法以降の浪費に関する法律に限定して検討している

究者の間でも浪費に関する法律についての理解に差異がある。研究者たちの理解は何らの了解に基づいた差異なのか、それとも、そうした了解事項は存在しないのだろうか。以下で研究者たちの見解を紹介することにし⁽¹⁵⁾よう。

伝統的な考え方は次のものである。すなわち、共和政の瓦解を道徳的退廃に関連づけて説明する若干の史料に基づいて、法律を通じて華美で奢侈⁽¹⁶⁾的な生活様式を抑止し質実剛健なローマ的伝統すなわち「祖先の慣習 (mos maiorum)」を復活させようとした、という理解である。こうした見解を代表するのが、その作品名からも明らかのように、Sauerwein の立場である。彼によれば、ローマ伝統の習俗はケンソルにより監視されてきたが、ハンニバル戦争——シュラクサエの陥落およびスペインの制圧——の結果、ヘレニズムからの奢侈がローマに流入し、この急激な変化の中で

が、それは論文題目から分かるように考察対象が 2 世紀の浪費に関する法律だからである。Dauster, *Sumpuary Legislation*, 70 ではオピウス法について考察されており、浪費に関する法律を食事の浪費について抑止するものと限定しているわけではないと解される。

(15) 本稿で取り上げる文献は、主として 1970 年代以降のものである。以下で見るように、1970 年代から浪費に関する法律についての理解に大きな変化が生じたと考えられるからである。19 世紀以前の文献の一覧は、さしあたり、Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 198; Baltrusch, *Regimen morum*, 40¹ 参照。

(16) 例えば、Sall. *Cat.* 37; id., *Iug.* 41; Flor. 1, 47; Oros. 5, 8, 2. ゲルリウスやマクロビウスもこの観点に立つものである。マクロビウスは次のように述べる。「悩ましい事柄が私には分かっている。食事の費用がこうした法律の定めにより抑制されたのは、節制した時代の徴なのではないか。そうではない。浪費についての諸法律は、市民生活全体を矯正するものであり、個々人によって提案されたからである。習俗が最低で緩みきった状態で生活を送るのでなければ、諸法律を定める骨折れも確実になかったろう。古い言葉がある。良き法律は悪しき習俗から生まれる。」(Macrob. *Sat.* 3, 17, 10: video quid remordeat. ergo indicium sobrii saeculi est ubi tali praescripto legum coercetur expensa cenarum? non ita est. nam leges sumptuariae a sigulis ferebantur quae civitatis totius vitia corrigerent; ac nisi pessimis effusissimisque moribus viveretur, profecto opus ferundis legibus non fuisset. vetus verbum est: leges bonae ex malis moribus procreantur.)

習俗を維持する装置としてのケンソルにも変化が起こり、支配階層内部での党派抗争の武器としてケンソルの権力が濫用される場合も生じた。そのため、ケンソルの権限を法律という形で客観化すべきと考えられ、浪費に関する法律という範疇が生まれた。⁽¹⁷⁾ この考え方は以下に見る異説の提示がなされた後にもなお有力で、例えば、骰子賭博についての法律（*lex alearia*）と浪費に関する法律との本質的な類似を論じた、Kuryłowicz もこの考え方に立っている。⁽¹⁸⁾

こうした伝統的見解に Lintott が異論を唱えた。彼は、東方からの財産の流入はすでに第 1 次ポエニ戦争において見出されるとして、「道徳的退廃」をハンニバル戦争以降の時期に限定する見解を批判し、とりわけ、浪費に関する法律については、選挙不正に関する法律（*leges de ambitu*）との関連を上げ、財産の消尽を手段とする支配階層内部での競争を抑止し、また、それらの競争が目指す獵官行為を制限する目的のものとする。⁽¹⁹⁾

このような政治的観点を立法史的観点に接合させたのが、Bleicken で

(17) Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 26ff. とりわけ、33ff. Kübler, *RE IV A-1*, 902 も、東方からの奢侈の流入にたいする抑止策として、浪費に関する法律を捉える。

(18) Kuryłowicz, M., *Leges aleariae und leges sumptuariae im antiken Rom, in Stuidia in honorem Velimirii Pólay Septuagenarii. Acta Universitatis Szegedien-sis de Attila Józef Nominatae: Acta Juridica et Politica* 33 (1985) [= *Leges aleariae*], 274f.; id., *Das Glücksspiel im römischen Recht*, in *ZRG* 102 (1985), 195 f. なお、Savio, *Aevum* 14, 193s. は、彼女が検討した法律（表参照）に共通する部分を見出すのは困難であるとしながらも、これらの法律に固有の特性はもはや不使用に帰し瓦解した公の道徳を復活させることだったとする。他方、Develin, R., *The Practice of Politics at Rome 366-167 B.C.* (1985), 257ff. も、ギリシア世界からもたらされた富の普及、それに基づく習俗の弛緩を原因として、浪費に関する法律が定められたとするが、3 世紀までは支配階層の分裂を回避するために習俗違反もさして咎められることはなかったが、このような法律およびケンソルによる習俗監視の強化の結果、2 世紀には支配階層内部の分裂が生じることとなったとする。

(19) Lintott, *Historia* 21, 626ff. とりわけ、浪費に関する法律については、630ff. Harris, *Imperialism*, 89; 89^o も、浪費に関する法律は、貴族階層の成員の持つ道徳的信念に部分的には由来するとしつつも、選挙にたいする不正な影響を削減するという政治的目的を持ったとする。

ある。彼によれば、3世紀末以降に生じたローマ国家・社会の変化に対処するために、新たな規範を設置する法律と並んで、既存の規範・諸関係の存続を確定するという法律の類型が現れた。これらの法律は習俗 (mos) を法律という形で客観化するものであり、社会状況の変化が習俗を侵犯していることに対処するものであった。けれども、Sauerwein に代表される伝統的な見解とは異なって、既存の規範 (習俗) とはその当時の状況の中で伝統的と見なされた、あるいは、見なされようとしたものにすぎず、すでに存在していたものと同一視できるものではない。これらの法律は、その法律の性格上、形式的には市民全体を対象とするが、実質的には支配階層を対象としている。こうした法律の範疇に属するのが、浪費に関する法律であり、また、選挙不正に関する法律、公職就任の年齢に関する法律 (leges annales)、そして、217年のクラウディウス法である。これらを通じ支配階層における政治的行為準則や生活態様を律することで、支配階層の階層的統一性が実現され維持されようとした、と⁽²⁰⁾。

支配階層内部の統一という観点を経済的側面で重視したのが、Daube である。彼もローマには一定の範疇の法律があるとし、それは、財産を消費するという支配階層内部の競争から支配階層を守ろうとするという法律の範疇である。それらは、一見すれば、財産を消費する人物を守る法律のように見えるが、その実際は財産の消費を競う争いに自分は加わりたくない、あるいは、加わる余裕のない者を保護しようとする法律である。こうした法律には、アウグストゥスの奴隷解放を制限する法律、他人の保証人となる際の保証額を制限するコルネーリウス法、共同保証人についてのアプレイウス法、選挙不正に関する法律、そして、浪費についての法律がある、と⁽²¹⁾。Gabba も同様に支配階層の財政基盤を保持するための方策と

(20) Bleicken, J., *Lex Publica. Gesetz und Recht in der römischen Republik* (1975) [= *Lex Publica*], 168ff.; 391ff.; J・ブライケン『ローマの共和政』(1984、石井紫郎、村上淳一訳)、55頁以下。

(21) Daube, D., *Roman Law. Linguistic, Social and Philosophical Aspects* (1969)

して浪費に関する法律を理解する。彼においては、Lintott 同様、ローマへの東方からの財産の流入はすでに3世紀に生じている現象であり、支配階層の財政的基盤はそれによって形成されている。それゆえ、ローマの対外発展によって獲得された富を抑止しイタリア伝統の価値観を維持しヘレニズム文化の浸透に対抗しようとする試みは存在し得ない。浪費に関する法律は、217年のクラウディウス法と同様、支配階層の世襲財産（土地財産を中核とするが、上述のように、対外発展によって得られた財産も含む）の消尽を抑止し、支配階層が自らの権利や能力を保持するためのものとされる⁽²²⁾。

Clemente は、Lintott 以降の見解を総合し、さらに新たな観点も提示した。すなわち、浪費に関する法律は、支配階層の分裂が政治活動によって促進される危険を除去しようとするものである一方、支配階層の権力基盤である世襲財産を保持しようとするものでもあり、より大きな社会的・政治的諸関係の変動という広い枠組みの中で捉えねばならないものである。これは、新たに勃興している社会階層が従来の支配階層の権力を揺るがす危険に対抗するものでもあり、とりわけ、クリエンテラ関係の変動を抑止するものでもあった、と。もっとも、Clemente は、その論文題名が示すように、あくまで3世紀末から2世紀のローマ社会の状況を把握する素材として浪費に関する法律を扱い、例えばスッラ以降の関連する法律はまったく異なる性格のものとして、考察の対象とはしていない⁽²³⁾。

[=Roman Law], 117ff. とりわけ、浪費に関する法律については、124f.

(22) Gabba, *RSI* 93, 541ss. とりわけ、浪費に関する法律については、548s.; 551ss.

(23) Clemente, G., *Le leggi sul lusso e società romana tra III e II secolo*, in *Società romana e produzione schiavistica III. Modelli etici, diritto e trasformazioni sociali*, a cura di A. Giardina e A. Schiavone (1981) [= *Leggi sul lusso*], 1ss. ただし、本稿で紹介した見解のうち Clemente が引用するのは Gabba の作品だけである。Baltrusch, *Regimen morum*, 40ff. も、Clemente の方向性にしがたい、浪費に関する法律は、支配階層の経済的な安定を確保し支配階層内部の平等性・同質性を維持し、その妨げとなる浪費を除去する規範を設定することで、他の階層の政治的進出も抑止したとする。また、個別の法律についての詳細な検討を行い、

Clemente が指摘したクリエンテラ関係、あるいは、パトロネジ関係を浪費に関する法律についての考察の中心に据えたのが、Dauster である。彼の見解は、Millar 以降のいわゆる「ローマの民主政」論において Millar、Brunt 等、2 世紀社会にクリエンテラ関係・パトロネジ関係を重視しない見解への批判として、クリエンテラ関係の変更を抑止するものとして浪費に関する法律を捉え、この社会関係の重要性を主張している⁽²⁴⁾。

伝統的見解で重視されたヘレニズムの影響にたいする対抗措置という視点は、70年代以降否定的に考えられてきたが、再びその重要性を指摘したのが、Bonamente である。彼女はとりわけカトーの活動とその背景を重視し、親ギリシア・サークルへの対抗という観点を前面に出す。もっとも、単純にカトーを伝統主義者・保守派として位置づけるのではなく、カトーには十分なギリシア文化の教養があったこと、その上でのスキピオ党派への対抗が論じられ、さらには、個別の浪費に関する法律にもギリシアの同様の法律の影響が認められると指摘する⁽²⁵⁾。

けれども、Gruen は、再び、ギリシアの影響を全面的に否定した。2 世紀ローマ社会は、自国の文化にたいする誇りを持ち、ローマの伝統を危険に曝すことなくヘレニズム文化を学ぶことができるほど、成熟していた。そもそも、浪費に関する法律にヘレニズム文化は何も言及されていない、と。今一つ、Gruen の認識において重要なのは次の点である。すなわち、これまでの見解のすべては浪費に関する法律を何らかの実効力を持つ、あるいは、少なくともその内容を実現しようとする意図を持つ措置と捉えてきたが、Gruen は、とりわけ 2 世紀の食事に関する法律に基づき、

128ff. で、ハンニバル戦争期・2 世紀・1 世紀と時期的な区分にしたがって浪費に関する法律を検討し、3 世紀末から 2 世紀に限定されていた Clemente の叙述を拡大・補遺しようとしている。

(24) Dauster, *Sumptuary Legislation*, 65ff.

(25) Bonamente, M., *Leggi suntuarie e loro motivazioni*, in *Tra grecia e Roma. Temi antichi e metodologie moderne*, a cura di M. Pavan (1980) [= *Leggi suntuarie*], 67ss.

浪費に関する法律は支配階層によるメッセージにすぎず、浪費について抑止する方法も意思も欠くものだったとする。⁽²⁶⁾

以上、さまざまな観点から、研究者たちは浪費に関する法律の特性を見出そうと努めてきたが、La Penna は、オルキウス法からリキニウス法に至る 2 世紀の浪費に関する法律の核心として Clemente の説明がもっとも説得的であるとしながらも、オッピウス法以降の浪費に関する法律の全体を統一的に説明できるものは存在しないとする。これは時期によってそれぞれの法律の説明が異なるという主旨 (Clemente や Baltrusch はそのように考える) ではなく、同じ時期でも統一的な説明は困難であり、例えば、ハンニバル戦争期に制定された浪費に関する法律はそれぞれその制定の要因が異なり、結局、ある時期に妥当すると思われる説明があったとしても、それはたまたまその時期にそうした説明が当て嵌まるというにすぎないとする。⁽²⁷⁾

近年、浪費に関する法律について単行本を上梓した Bottiglieri は、このような La Penna の主張を認め、個別の法律についてその制定原因を解明しようとする一方、共和政から帝政初期に至るまで浪費に関する法律が制定され続けた事態、すなわち、規範の連続性、類似した法律が繰り返される現象を把握しようとする。彼女の問題意識は、その作品の題名が示すように、立法 (legislazione) にあり、個別の法律 (leggi suntarie) は副次的なテーマである。そして、プレブス決議の繰り返しはプレブスのトリブヌスと元老院との妥協を示すものであること、元来立法に信頼を置かな

(26) Gruen, E. S., *Studies in Greek Culture and Roman Policy* (1990) [= *Studies*], 170ff.; 178f.; id., *Culture and National Identity in Republican Rome* (1992) [= *Culture*], 69f.; 304f.

(27) La Penna, A., La legittimazione del lusso privato da Ennio a Vitruvio. Momenti, problemi, personaggi, in *Contractus e Pactum. Tipicità e libertà negoziale nell'esperienza tardo-repubblicana. Atti del congresso di diritto romano e della presentazione della nuova riproduzione della littera Florentina*, a cura di F. Milazzo (1990) [= *Legittimazione del lusso*], 283ss.

いローマ人も社会的に問題となる事態を回避するためには立法という手段を用いざるを得なかったこと、等が指摘⁽²⁸⁾されている。

以上、浪費に関する法律についての研究者の見解を概観した。学史史としては、伝統的見解への幾つかの有力な異論が提示され、それらが総合されて一定の成果が達成されたといえるが、90年代以降、そうした成果に再び異論が提示されていることも確認できる。結局、以上から見て取ることができるのは、La Penna の見解に象徴されるように、浪費に関する法律について研究者に共通するのは、それが「浪費を抑止しようとする法律」である、ということだけである。そして、浪費に関する法律という範疇は各研究者において先験的に存在するかのようであり、「浪費を抑止しようとする法律」の研究は、なぜ浪費を抑止しようとしたかについての説明を対象とし（無論重要な研究対象である）、浪費に関する法律および浪費そのものについての省察はさほど行われていないようである。

筆者は、まず史料において「浪費に関する法律」という範疇が概念範疇としてあるいは分類範疇として存在しているかについて検討し、その上で、浪費が史料上どのように捉えられていたかを確認することで、本稿の対象である浪費に関する法律について一定の作業仮説を定めたいと考える。

まず、「浪費に関する法律」という範疇は、概念範疇としても、分類範疇としても、史料において確立していたとは考えられない。確かに、*lex sumptuaria*、*leges sumptuariae* という言葉は史料に存在する。けれども、それらが「食事についての浪費を制限する法律」という概念にしたがうものであったこと、あるいは、食事についての浪費を制限する個別の法律が累積してできあがった法律の分類項目であったこと、このような考え方は史料からは読みとれない。例えば、マクロビウスはその叙述を始めるに当たって、「これが、無論、かくも多くの食事と浪費についての法律が

(28) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, passim. とりわけ、175ss.

国民に提案されるようになる理由だった⁽²⁹⁾とし、続けて、「ところで、食事についての法律すべてのうちで最初のものであるオルキウス法が国民に生じた⁽³⁰⁾」とする。このように、マクロビウスはその叙述の最初から食事についての浪費を制限する法律に限定して語ろうとしており、食事についての法律のみが浪費についての法律である、という主張は見出せない。他方、ゲルリウスは、食事に制限を課す法律を叙述する場合、*leges sumptuariae* という表現をそもそも用いていない。そして、その叙述を、「古いローマ人における節制と食品と食事の素朴さは、家での注意や規律によってばかりか、公の譴責やさまざまな法律の罰によっても、監視された⁽³¹⁾」と述べることから始め、マクロビウス同様、その主題は食事についての制限であることが分かる。このように、食事についての制限を語る彼らの叙述は、*leges sumptuariae* は食事についての浪費を制限する法律であるという、浪費に関する法律の概念とか分類枠組みとかを示すものではないのである。

スエトニウスには、アウグストゥスの立法に関わって *lex sumptuaria* という表現が見出される。これもアウグストゥスの行った立法事例の1つとして紹介されるものにすぎず、内容について触れるものではなく、まして、概念範疇とか分類範疇とかを示すものではない⁽³²⁾。このアウグストゥス

(29) *Macrob. Sat.* 3, 17, 1: *hae nimirum causae fuerunt propter quas tot numero leges de cenis et sumptibus ad populum ferebantur*

(30) *Macrob. Sat.* 3, 17, 2: *prima autem omnium de cenis lex ad populum Orchia pervenit, ...*

(31) *Gell.* 2, 24, 1: *Parsimonia apud veteres Romanos et victus atque cenarum tenuitas non domestica solum observatione ac disciplina, sed publica quoque animadversione legumque complurium sanctionibus custodita est.*

(32) *Suet. Aug.* 34: *Leges retractavit et quasdam ex integro sanxit, ut sumptuariam et de adulteriis et de pudicitia, de ambitu, de maritandis ordinibus.*（〔アウグストゥスは〕法律を改正し、いくつかは新たに定めた。例えば、浪費に関する法律、姦通についての法律、貞節についての法律、選挙不正に関する法律、婚姻の階層に関する法律である。）

の浪費に関する法律が食事についての出費に制限を設けたことは⁽³³⁾ 確実だが、他の事項についても定めていたか⁽³⁴⁾ もし、もしそうであるとすれば、*lex sumptuaria* は食事に関する制限のみを課すものではないこと⁽³⁵⁾ になる。本稿ではアウグストゥスの立法を扱う余裕はなく、可能性を指摘するだけに留めたい。

他方、史料に認められる浪費・贅沢・奢侈とはどのようなものだったのだろうか。例えば、タキトゥスは、ティベリウスの発言として、豪華な別荘、金や銀の食器の重さ、輸入された銅製品、絵画、衣服、宝石を贅沢品として⁽³⁶⁾ 上げている。リーウィウスは、ローマに贅沢が広まった契機を187年のCn. マーンリウスのアジア遠征軍に求めている。彼は、アジアからもたらされた贅沢品として、銅製の安楽椅子、寝台を覆う物、敷物、その他の機織りもの、一脚机、飾台、琴弾き女、サンブーカ弾きの女、そして、料理人を⁽³⁷⁾ 上げている。そして、プラウトゥスは、女性が用いる華美な乗り物、衣服、宝石等について特に述べている。⁽³⁸⁾ 史料の若干に見出せる贅沢品・奢侈品は、無論、食事に関するものを含んではいるが、それに留まるわけではない。

けれども、史料に見出せる浪費・奢侈とは、引用した具体的な物に限定されたわけではなく、ある程度抽象的でより一般的な考えを基礎としているようである。例えば、リーウィウスは187年のM. フーリウス、そして、

(33) Gell. 2, 24, 14.

(34) Suet. *Aug.* 40によれば、衣服についての制限をアウグストゥスが課した可能性がある。けれども、スエトニウスの記事は法律について言及するものではなく、確実ではない。cf. Baltrusch, *Regimen morum*, 59f.

(35) 帝政初期における浪費に関する法律についての最近の研究、Marshall, A., *Law and Luxury in Augustan Rome* (Tacitus, *Annales* 3, 53-4), in *JAC* 23 (2008), 98ff. は、18年のユリウス法をより包括的な立法と捉える。

(36) Tac. *ann.* 3, 53.

(37) Liv. 39, 6, 7ff. ピーソーも同様のことを記していたようである。Plin. *n. h.* 34, 14. さらに彼は、金製および銀製の食卓を飾る品々を好ましくないものとしていたようである。Plin. *n. h.* 33, 148f.

(38) Plaut. *Aul.* 166ff.; 474ff.; id., *Epid.* 223ff.

Cn. マーンリウスの豪華華麗な凱旋式を伝えているが、その凱旋式そのもの⁽³⁹⁾にリーウィウスは批判の目を向けてはいないようである。アジアへの遠征軍が東方の財宝をもたらしたとリーウィウスが述べるとき、財宝すなわち富それ自体はリーウィウスの批判の対象ではない。リーウィウスにとって問題だったのは、Cn. マーンリウスの軍団がアジアに滞在している際に、軍規が緩み兵士の生活が墮落したことであった。そのような兵士たちがアジアから贅沢品を持ち込むことにより浪費・贅沢がローマに生じた、このようにリーウィウスは叙述する⁽⁴⁰⁾。つまり、富それ自体が増加することで浪費・贅沢が発生・進行するというわけではなく、富それ自体の存在・増殖を認めた上で、そのような富が弛緩し墮落した生活態度によって望ましくない仕方で用いられることこそ、リーウィウスにとって問題であり、それが浪費・贅沢と捉えられていると考えられる。

このような浪費・贅沢についての考え方は、キケローにも見出せる。ここでは簡単に『義務について』の叙述をいくつか取り上げよう。キケローにおいて、富を保持すること、富を増やすことは非難されるべきものではない⁽⁴¹⁾。問題なのは、富を増やす仕方、あるいは、富の使い方である。「それ〔財産〕は、まず、正しく獲得されるべきであり、恥ずべき仕方や憎むべき仕方で取得してはならない。次に、分別を持って、誠実に、節制して増やされる〔べきである〕。その上、相応しい人である限り、できるだけ多くの人に役立つよう、提供する〔のがいい〕。欲望や贅沢ではなく、寛大さと慈善にしたがう〔べきである〕⁽⁴²⁾。」この結果、富が膨大なものとなっ

(39) M. フーリウスの凱旋式については、Liv. 39, 5, 13ff.、Cn. マーンリウスの凱旋式については、Liv. 39, 7, 1ff. 参照。

(40) Liv. 39, 6, 5ff.

(41) Cic. *off.* 1, 25: ... Nec vero rei familiaris amplificatio nemini nocens vituperanda est, sed fugienda semper iniuria est. (けれども、財産を殖やすことは、誰も害しないならば、非難されるものではない。しかし、不法な取得は常に避けるべきである。)

(42) Cic. *off.* 1, 92: Quae primum bene parta sit nullo neque turpi quaestu neque

てもかまわない。例えば、豪壮な邸宅を建造するほど膨大なものであってもかまわないが、そのような邸宅を建造するのに富を使うのは間違っている⁽⁴³⁾。富の使用には公正な仕方とそうではない仕方とがあり、後者の使用をなす者は浪費者と呼ばれる。「浪費者とは、饗宴、〔人々への〕肉の分配、剣闘士の興行、闘技や獣の試合の提供、これらのために自分の金銭を事業につき込む者であるが、そうした事業についての記憶は短い間しか、あるいは、まったく残ることがない。」⁽⁴⁴⁾これにたいし、富の公正な使用の例は、「自分のできる範囲で、盗賊から捕らえられた者を買戻したり、友人の借金を引き受けたり、〔友人の〕娘の結婚を助けたり、財産の取得や財産の増殖を援助したりする」⁽⁴⁵⁾ことである。「われわれが裕福であることを望むのは、われわれのためだけでなく、子供たち、親族、友人たちのためであり、とりわけ、公の事柄のために望むからである。」⁽⁴⁶⁾以上より、キケローにおいても、富の保持・富の増殖は認められるものであり、富の使用および増殖に正当な仕方と正当でない仕方とがあり、富の不正な使用が浪費・贅沢と理解されていることが分かる。このようなある程度抽象的な考えにおいては、そして、キケローの示す事例からして、浪費・贅沢は食事に関する浪費に限定されるものではないと理解できよう。

odioso, deinde augeatur ratione, diligentia, parsimonia, tum quam plurimis, modo dignis, se utilem praebeat nec libidini potius luxuriaequae quam liberalitati et beneficentiae pareat.

(43) Cic. *off.* 1, 140.

(44) Cic. *off.* 2, 55: prodigi, qui epulis et viscerationibus et gladiatorum muneribus, ludorum venationumque apparatu pecunias profundunt in eas res, quarum memoriam aut brevem aut nullam omnino sint relicturi, ...

(45) Cic. *off.* 2, 56: ... suis facultatibus aut captos a praedonibus redimunt aut aes alienum suscipiunt amicorum aut in filiarum collocatione adiuvant aut opitulantur in re vel quaerenda vel augenda.

(46) Cic. *off.* 3, 63: Neque enim solum nobis divites esse volumus, sed liberis, propinquis, amicis maximeque rei publicae. なお、この箇所はロードスのヘカトーンの引用である。

先にプラウトゥスの叙述を紹介したが、彼においては、女性の贅沢はとりわけ夫の財産を消尽させ夫に不幸をもたらすものとして捉えられている⁽⁴⁷⁾。つまり、富の不正な使用には、他者の富を不当に使用させることも含まれると考えられる。

史料から以上のことを見出せる限り、筆者はゲルリウスやマクロビウスに示される食事に制限を課す法律のみを浪費に関する法律と捉えるべき必要はないと考える。そして、筆者は、作業仮説として「富の正当でない使用」と浪費を捉え、それを抑止する法律として浪費に関する法律を把握すること⁽⁴⁸⁾にしたい。

本稿は、このような法律を立法史の観点から取り扱う。Daube、Bleicken、Bottiglieriがこれに類似する観点で取り扱っている。他方、Clemente、Gabba、Dauster等は、2世紀社会の把握という観点で、これらの法律を取り扱う。2世紀社会の把握という観点も、彼らそれぞれでは経済的観点、クリエンテーラ関係という社会関係からの観点、総合的な観点、と異なっている。大きな枠組みからすれば、習俗の弛緩とそれへの対抗という伝統的観点も2世紀社会の把握という観点到に含まれる。研究者はこのように多様な観点を選び、その上で、自らの観点到に基づく立論を展開している。多様な観点的のうち何を選択するかは、研究者に委ねられる。筆者は、立法史という観点的を選び、その観点的から当該の法律範疇に接近しようとしている。

(47) とりわけ、Plaut. *Aul.* 474ff.

(48) 筆者は、浪費に関する法律を作業仮説として「富の保持・増殖を認めた上で富の正当でない使用を抑止する法律」と理解しようとしている。一見すれば、伝統によって許容される範囲を超えた富の保持・増殖を抑止するものとして浪費に関する法律を捉える伝統的見解を、批判・否定している印象を持たれるかもしれない。けれども、これはあくまで作業仮説であり、具体的な法律を見ることによってこうした作業仮説に変更・修正が加わる可能性のあることを一言しておきたい。筆者は、この段階で、どの学説を支持すべきかについて判断できるだけの作業をなしていないのである。

以下においては、先の作業仮説に基づき浪費に関する法律と捉えられるものを見出し、その内容・制定原因につき検討することとしたい。そして、それらをローマ共和政立法史に位置づけようと思う。本稿はハンニバル戦争期における浪費に関する法律を対象としているが、それに先立つ時期に浪費に関する法律が存在したかどうか、検討しなければならない。とりわけ、前出の表から理解できるように、十二表法10表を浪費に関わる規定と捉える研究者がいる。したがって、次章において十二表法10表について検討し、III章でハンニバル戦争期の浪費に関する法律の検討を行うこととしたい。

II ハンニバル戦争に先立つ時期の浪費に関する法律 ——十二表法10表の諸規定——

ハンニバル戦争に先立つ時期のローマで浪費に関する法律が存在していたのか、存在していたとすれば、それはどのような性格のものだったのか、本章ではこの問題について検討したい。

前章で見たように、十二表法10表の諸規定がローマ最初の浪費に関する法律と想定されて⁽⁴⁹⁾おり、以下ではこれらの規定について検討したい。まず、10表の諸規定を伝える主要史料である、キケローの『法律について』の該当箇所を引用する。

(49) 例えば、Kübler, *RE* IV A-1, 902; Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 9; Baltrusch, *Regimen morum*, 45 参照。なお、Plin. *n. h.* 14, 88に伝わるヌマの定め (Vino rogum ne respargito 「ワインを薪の束に撒布しないように」) も、火葬用の薪の束にワインを撒くことは浪費に当たるとして、浪費に関する法律と解されうるが、いわゆる王法が王政期の法律かどうか、一般に疑われており、また、当該の定めが実際に王政期のものだったとしても、他に伝わるヌマの定めとの関連から、浪費に関する法律というより祭祀上の定めであると一般に想定されている。さしあたり、Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 12f.; Baltrusch, *Regimen morum*, 44 参照。

「さらに十二表法におけるその他〔の規定〕は葬儀の出費と悲嘆を削減することに関わり、ほとんどソローンの法律から移植されたものである。〔その規定の1つは〕「これ以上のことをしないように。薪の束を斧で滑らかにしないように」と述べる。続く規定をあなたがたは知っている。実際、私たちは少年のころ欠かすことのできないまじないのように十二表法を学んだが、今や、それらを学ぶ者は誰もいない。「三つのレキニウム、紫の一つのトゥニカ、10人の笛吹」というように、出費が削られる。悲嘆も取り除く。「女性たちは頬を引っ搔かないように。葬儀のためのレッススを持たないように。」古い時期の解釈者である Sex. アエリウスと L. アキーリウスは、これ〔=レッスス〕を十分には理解していないと述べたが、何らかの葬儀の衣服の種類だろうとしていた。L. アエリウスは、音自体が示しているように、レッススを哀悼の嘆きのようなものと〔述べた〕。次の理由から後者が正しいと私は判断する。ソローンの法律がまさにそれを禁じるからである。これらの規定は称賛に値するものであり、裕福な者にも確かに大衆にも共通のものである。死に際して財産の隔たりがなくな⁽⁵⁰⁾ることは、まったく自然に適ったことである。

同様に、悲しみが増すその他の葬儀の仕方を、十二表法は廃止し

(50) Cic. *leg.* 2, 59: *Iam cetera in duodecim minuendi sumptus sunt lamentationisque funebris, translata de Solonis fere legibus. 'Hoc plus,' inquit, 'ne facito: rogam ascea ne polito.' nostis, quae sequuntur; discebamus enim pueri duodecim ut carmen necessarium; quas iam nemo discit. extenuato igitur sumptu 'tribus reciniis et tuniela purpurea et decem tibicinibus' tollit etiam lamentationem: 'Mulieres genas ne radunto neve lessum funeris ergo habento.'* hoc veteres interpretes Sex. Aelius, L. Acilius non satis se intellegere dixerunt, sed suspicari vestimenti aliquod genus funebris, L. Aelius lessum quasi lugubrem eiulationem, ut vox ipsa significat; quod eo magis iudico verum esse, quia lex Solonis id ipsum vetat. haec laudabilia et locupletibus fere cum plebe communia; quod quidem maxime e natura est, tolli fortunae discrimen in morte.

た。「人が死んだときに、骨を集め、その後で葬儀を行わないように」と〔その規定の1つは〕述べる。戦死および外国での死は除く。さらに、遺体に香油を塗ることおよび ... については十二表法では次のようにされている。奴隷によって遺体に香油を塗ること、そして、あらゆる回し飲みは、廃される。これらが廃されるのは当然であり、存在しなかったならば廃されることもないだろう。「浪費的な撒布、長い花の冠、香箱がないように」〔この規定は〕見過ごされている。まさにその意義は、賞賛を示す飾りは死者のものであることにある。勇敢さがもたらした花の冠は疑いなく〔それを〕得た者およびその父親の下に置かれる、と規定の1つは命じるからである。私が考えるに、一人の人に何度も葬儀が行われ遺体を置く台も複数用意されることが普通のことであったから、こうしたことが生じないようにと、規定の1つで律されたのであろう。ある規定では「金を添えないように」とあるが、別の規定が次のように寛大に除外していることを〔あなたがたは見出すだろう〕。「けれども、金で歯が繋がれている者について、それ〔=金〕とともに土葬あるいは火葬しても、〔法を〕欺くことはない⁽⁵¹⁾とせよ」。また同時に、土葬と火葬が別物であることに注意してほしい。

(51) Cic. *leg.* 2, 60: Cetera item funebria, quibus luctus augetur, duodecim sustulerunt. 'Homini,' inquit, 'mortuo ne ossa legito, quoi pos funus faciat.' excipit bellicam peregrinamque mortem. haec praeterea sunt in legibus de unctura ... que; servilis unctura tollitur omnisque circumpotatio; quae et recte tolluntur neque tollerentur, nisi fuissent. 'Ne sumptuosa respersio, ne longae coronae, ne acerrae' praetereantur. illa iam significatio est laudis ornamenta ad mortuos pertinere, quod coronam virtute partam et ei, qui peperisset, et eius parenti sine fraude esse lex inpositam iubet. credoque, quod erat factitatum, ut uni plura funera fierent lectique plures sternerentur, id quoque ne fieret, lege sanctum est. qua in lege cum esset: 'Neve aurum addito,' [videte] quam humane excipiat altera lex: 'At cui auro dentes iuncti escunt, ast im cum illo sepeliet uretve, se fraude esto.' et simul illud videtote, aliud habitum esse sepelire et urere.

さらに墓に関する二つの規定があり、その一つは私人の建築物について、今一つは墓そのものについて配慮するものである。すなわち、「他人の家から60歩以内に〔その家の〕所有者の意に反して新しい薪の束や火葬場を設置すること」を〔規定の1つは〕禁じる。これは危険な火災を警戒するものである。他方、「フォーラム」すなわち墓の前庭「あるいは火葬場が使用取得されること」を禁じるのは、墓の権利を守るものである。私たちはこれら〔の規定〕を十二表法に持っているが、それらは法律の基準である自然にしたがうものである。残りのものは習俗にしたがう。⁽⁵²⁾

パレーロンの人〔＝デーメートリオス〕が記すように、出費を伴う葬儀や悲嘆が現れ始めて後、ソローンの法律によって〔そうした事態が〕定められた。私たちの10人委員は、この法律をそれとほとんど同じ言葉で、10表の中にまとめた。すなわち、三つのレキニウムについての規定、そして、他の多くのものがソローンに由来する。一方、悲嘆についての〔規定は〕言葉通りに表現されている。「女性たちは頬を引っ搔かないように。葬儀のためのレッススを持たないように。」⁽⁵³⁾

以上の叙述に基づいて、通常十二表法10表は次のように再構成されて

(52) Cic. *leg.* 2, 61: *Duae sunt praeterea leges de sepulchris, quarum altera privatorum aedificiis, altera ipsis sepulchris cavet. nam quod 'rogum bustumve novum' vetat 'propius sexaginta pedes adigi aedes alienas invito domino' incendium veretur acerbum; quod autem 'forum,' id est vestibulum sepulchri, 'bustumve usu capi' vetat, tuetur ius sepulchrorum.*

Haec habemus in duodecim sane secundum naturam, quae norma legis est; reliqua sunt in more.

(53) Cic. *leg.* 2, 64: *posteaquam, ut scribit Phalereus, sumptuosa fieri funera et lamentabilia coepissent, Solonis lege sublata sunt; quam legem eisdem prope verbis nostri decemviri in decimam tabulam coniecerunt; nam de tribus reciniis et pleraque illa Solonis sunt; de lamentis vero expressa verbis sunt; 'Mulieres genas ne radunto neve lessum funeris ergo habento.'*

(54)
いる。

- 10表 2 : 「これ以上のことをしないように。薪の束を斧で滑らかにしないように。」
- 10表 3 : 「三つのレキニウム、紫の一つのトゥニカ、10人の笛吹」
- 10表 4 : 「女性たちは頬を引っ搔かないように。葬儀のためのレッススを持たないように」
- 10表 5 : 「人が死んだときに、骨を集め、その後で葬儀を行わないように。」
- 10表 6 : 「浪費的な撒布、長い花の冠、香箱がないように。」
- 10表 7 : (略)⁽⁵⁵⁾
- 10表 8 : 「金を添えないように。」「けれども、金で歯が繋がれている者については、それ [=金] とともに土葬あるいは火葬しても、〔法を〕欺くことはないとせよ。」
- 10表 9 : 「他人の家から〔その家の〕所有者の意に反して新しい薪の束や火葬場を設置すること」〔の禁止〕
- 10表10 : 「フォールムあるいは火葬場が使用取得されること」〔の禁

(54) さしあたり、佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM —12表法原文・邦訳および解説—』(1993) 200頁以下参照。また、Crawford, M. H., ed., *Roman Statutes* II (1996) [= *Roman Statutes*], 704ff. も参照。なお、10表 1 は「死者を都市 [=ローマ] で土葬しないように、あるいは、火葬しないように (Cic. *leg.* 2, 58: *Hominem mortuum in urbe ne sepelito neve urito*)」というもので、キケローによれば「火災の危険のため (*propter ignis periculum*)」(Cic. *leg.* 2, 58) の規定であり、通常、浪費に関する法律とは想定されていない。そのため、下記の再構成からは除外した。

(55) 10表 7 はキケローの文章からは再構成できない。内容は花の冠に関わるものである。この規定として再構成される文章は以下のものである。Plin. *n. h.* 21, 7: *qui coronam parit ipse pecuniave eius virtutisve suae ergo duitur ei.* (自らあるいは彼の財産により花の冠を獲得する者、あるいは、その者の勇気によって彼に与えられる〔ならば〕) ラテン語の文章として不十分で、内容もとりわけ「財産により花の冠を獲得する」の箇所が理解しづらい。当該規定の仮説的再構成については、例えば *Roman Statutes*, 709 を参照。

止]

以上の規定のうち、浪費に関する法律として研究者が検討するのは、10表2から8までである⁽⁵⁶⁾。けれども、キケローの叙述によれば、十二表法10表には出費を伴う葬儀を抑止する規定と葬儀の悲嘆を押さえる規定という大別して二つの範疇があり、葬儀の出費を抑止する規定と明言されているものは「三つのレキニウム、紫の一つのトゥニカ、10人の笛吹」（10表2）である⁽⁵⁸⁾。他方、葬儀の出費を抑止するものか悲嘆を押さえるものか、判断としないのが、「これ以上のことをしないように。薪の束を斧で滑らかにしないように」（10表2）である。そして、その規定の文言から、浪費に関わると解されるものが、「浪費的な撒布」（10表6）である。「女性は頬を引っ掻かないように。葬儀のためのレッススを持たないように」（10表4）、および、「人が死んだときに、骨を集め、その後に葬儀を行わないように」（10表5）は、悲嘆を押さえる規定と明言されている⁽⁵⁹⁾。そして、キケローの文脈からすれば、「長い花の冠、香箱がないように」（10表6）、「金を添えないように」「けれども、金で歯が繋がれている者については、それ〔＝金〕とともに土葬あるいは火葬しても、〔法を〕欺くことはない」とせよ」（10表8）も、悲嘆を押さえる規定と理解することもできる。

無論、これらすべてを浪費に関わる法律と解釈することも可能ではある。例えば、10表4は泣き女を雇うことの抑止、10表5は何度も葬儀を行う奢侈の禁止、10表8は金という贅沢品を副葬品にすることの禁止、等々である。けれども、これらすべてを過度に嘆き悲しむことの制限と理解す

(56) Kübler, *RE* IV A-1, 902f.; Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 13ff.; Baltrusch, *Regimen morum*, 45ff.

(57) Cic. *leg.* 2, 64. cf. 2, 59.

(58) Cic. *leg.* 2, 59; 2, 64.

(59) 10表4については、Cic. *leg.* 2, 59; 2, 64、10表5についてはCic. *leg.* 2, 60参照。

(60) Cic. *leg.* 2, 60. 「悲しみが増すその他の葬儀の仕方 (cetera ... funebria, quibus luctus augetur)」は複数形で表現されている。

ることもできようし、例えば、10表 8 は墓荒らしを抑止する措置というまったく異なる仕方でも解釈することもできよう。したがって、キケローが浪費の抑止と明言する規定を検討するのが無難と考えられる⁽⁶¹⁾。

けれども、伝えられる規定はその内容を理解しがたいものである。確実に浪費に関する法律と考えられる10表 3 は完全な文章としては伝わっていない。これは、この規定が周知のものであり、全文を引用する必要を感じなかったためであろう。おそらくは、レキニウムは三つまで、紫色のトゥニカは一つだけ、笛吹は10人までに制限するという内容であろう。10表 4 に記されるレッススは早い時期に意味が曖昧となっていたようだが、レキニウムには註釈がないので、キケローの時期には理解できる言葉だったのであろう。けれども、われわれには理解しづらい言葉である。衣服であるのは間違いないが、どのような衣服なのか、史料の伝えるところが異なるからである。フェストゥスに伝わる十二表法の解釈者たちによれば、「四角く縁取りされた衣服のすべて」⁽⁶³⁾である。ウェルリウス・フラックスによれば、「女性が用いる紫色で縁取りされたトーガ」⁽⁶⁴⁾である。ノニウスによれば、「今マフルティムと呼ばれる、女性の短い外套」⁽⁶⁵⁾である。ウォルロによれば、「簡素な外套」で「女性が不幸なとき悲しいときに」用いる⁽⁶⁶⁾ものである。男性も女性も着用する衣服なのか、女性だけが使用する衣服

(61) Sauerwein, Baltrusch、両者とも、浪費に関する規定と悲嘆についての規定を区別してはいるのだが、すべての規定を検討している結果、全体として曖昧な叙述となっている。

(62) Cic. *leg.* 2, 59: *nostis, quae sequuntur* (続く規定をあなたがたは知っている)

(63) Fest. 342 L.: *Recinium omne vestimentum quadratum [h] i qui XII interpretati sunt, esse dixerunt ...*

(64) Verr. Flacc. apud Fest. 342 L.: *... toga mulieres utebantur, praetextam clavo purpureo ...*

(65) Non. 869 L.: *Ricinium, quod nunc mafurtium dicitur, palliolum femineum breve.*

(66) Varr. apud Non. 869 L.: *... de muliebri ricinio pallium simplex ... mulieres in adversis rebus et luctibus ...*

なのか、女性が着用する場合でも、贅沢なものか、⁽⁶⁷⁾簡素なものか、さまざまに伝わり、特定できない。そして、レキニウムが副葬品だったのか、葬儀の参列者が着用する衣服だったのか、定かではない。ただし、キケローによれば、この規定はソローンの法律から移植されたものだった。⁽⁶⁸⁾プルタルコスに伝わるソローンの法律を見ると、衣服に関しては、女性が外出する際には3着を超える衣服を持たないこと、および、遺体に3枚を超える衣服を被せないことが定められていた。⁽⁶⁹⁾10表3が葬儀に関わる規定であることを前提とすれば、後者のソローンの定めに相当する。とすれば、レキニウムは副葬品の可能性が高いかもしれない。⁽⁷⁰⁾

「紫色のトゥニカ」は贅沢品として1着に制限されたであろうが、これも参列者が着用するのか、副葬品なのか、明らかでない。ソローンの法律には相当するものがないので、推論も難しい。「10人の笛吹」が葬列に加わったのか、埋葬の際のものか、明らかではない。いずれにしても、10表3は、葬儀に参加する者、あるいは、副葬品に関わる浪費を制限するものと理解できよう。

キケローの叙述からは定かでないが、「浪費的な撒布」という表現自体から、10表6には浪費に関する定めがあったと理解できる。その具体的内

(67) 紫色に生地を染めるには、テツボラやホネガイといった貝類から採取できる染料を用いねばならず、紫色の衣服は贅沢品とされた。

(68) Cic. *leg.* 2, 59: 2, 64.

(69) 女性の外出に関する定めは *Plut. Sol.* 21, 5、遺体に衣服を被せることに関する定めは *Plut. Sol.* 21, 6参照。

(70) ただし見解は分かれている。副葬品とする見解は、例えば、Wieacker, F., *Solon und die XII Tafeln*, in *Studi in onore di Eduardo Volterra III* (1971) [= *Solon*], 776; Baltrusch, *Regimen morum*, 46⁵³; Albanese, B., *Su XII tab.* 10, 2-4 (regole per i riti funerari), in *SDHI* 64 (1998), 403. 女性の喪服とする見解は、例えば、Toher, M., *The Tenth Table and the Conflict of the Orders*, in *Social Struggles in Archaic Rome*, ed. K. A. Raaflaub (1986) [= *Tenth Table*], 302f.; 佐藤『*LEX XII TABULARUM*』202頁以下。Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 15; *Roman Statutes*, 706は、筆者同様、ローマの史料だけでは決定できないとし、ソローンの法律との比較から副葬品という可能性を想定する。

容について、見解は分かっている。火葬用の薪の束にワインを撒布してはならない、というプリーニウスの伝えるヌマの定めは実際には十二表法で定められ⁽⁷¹⁾10表6であるとする見解、没薬入りのワインを振り掛ける行為の⁽⁷²⁾禁止という見解、奴隷が香油を遺体に塗るのに準じた土葬の際に行われる⁽⁷³⁾行為の禁止とする見解、等々である。いずれの見解を取るべきか、決定的な根拠はない。ワインとりわけ没薬入りのワインといった貴重な液体を撒布するのは浪費と考えられた、これは十分に理解できよう。他方、撒布される対象が何であるかは分からない。

10表2もほとんど明らかでない。「これ以上のことをしないように」という規定は、「薪の束を斧で滑らかにしないように」という規定の前提としてそれを導くものであることは理解できる。けれども、「これ以上」の⁽⁷⁴⁾具体的内容は分からない。薪の束に関する規定についてもその内容は確定できない。斧に着目して、鉄にたいするタブーが問題とされているという⁽⁷⁵⁾見解もあるが、鉄自体についての言及は伝えられる十二表法の規定には存在しない⁽⁷⁶⁾。火葬用の薪の束は自然に転がっている生の木しか用いてはならない、という内容なのだろうか。それとも、集めた木を斧で枝を取り払ったりする作業が禁じられたのだろうか。後者であるなら、余計な労力をかけ見栄えの良い薪の束を作ることが贅沢に当たるとされたのだろうか。い

(71) Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 17; Wieacker, *Solon*, 772³¹. ヌマの定めについては前注49参照。

(72) Baltrusch, *Regimen morum*, 46. cf. Fest. 151-152 L.

(73) Albanese, *SDHI* 64, 399.

(74) Albanese, *SDHI* 64, 398s. は、この規定は薪の束に関する規定の導入となっていることから、火葬に関わるものと考え、火葬に関わる奢侈はヌマの定め⁽⁷¹⁾に記される⁽⁷²⁾として、ヌマの禁令を緩和して一定量のワインなら薪の束に撒布してもかまわない、という内容だったとする。可能性としては否定できないが、Albaneseは、ヌマの定めが十二表法に先行して存在する実体的な浪費に関する法律であると立証しなければならぬだろう。

(75) Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 14.

(76) cf. Albanese, *SDHI* 64, 398.

ずれにせよ、実体を理解するのは困難である。

以上、見たように、キケローに基づき浪費に関する法律と想定できる規定はその具体的内容について理解するのが困難である。したがって、その内容から制定背景・要因を明らかにすることも困難になってしまう。どのようにすれば、これらの点を理解することができるのだろうか

キケローが強調しているように、十二表法10表はソロンの法律を移植したものだ⁽⁷⁷⁾。したがって、ソロンの法律あるいはより広くギリシア世界における浪費に関する法律を検討し、その立法主旨・背景をローマに適用するという方法が考えられる。実際、この方法が通常のものであり、それによれば、十二表法の浪費に関する規定は、支配階層内部で突出した行動が生じるのを押さえ、支配階層の均質性を維持し、支配階層にたいする妬み・反感を被支配階層に惹起しないよう、過度な出費を抑止するものと捉えられて⁽⁷⁸⁾いる。本稿は十二表法に見出せるギリシアからの影響とかギリシアにおける浪費に関する法律とかを検討対象とするものではない。あくまで、5世紀半ばのローマ社会にそうした想定が成り立つかについて検討したい。その場合、この時期について基本的に筆者と近似した理解を示している、Eder の見解を取り上げることにしたい。社会構造の枠組みについて大きく異なる見解を取り上げても、生産的ではないからである。

次の点で筆者は基本的に Eder と同じ認識にある。すなわち、十二表法は必ずしも身分闘争の産物とは解され⁽⁷⁹⁾ないこと、十二表法にはプレブスを

(77) 十二表法にたいするギリシアの影響はさまざまに論じられてきたが、ここではさしあたり、Wieacker, *Die XII Tafeln in ihrem Jahrhundert*, in *Les Origines de la république romaine. Entretiens sur l'antiquité classique XIII* (1967) [= *XII Tafeln*], 332ff.; id., *Solon*, 772ff. 参照。

(78) 例えば、Wieacker, *XII Tafeln*, 313; Eder, W., *The Political Significance of the Codification of Law in Archaic Societies: An Unconventional Hypothesis*, in *Social Struggles in Archaic Rome* [= *Codification*], 296. cf. Baltrusch, *Regimen morum*, 48. なお、ギリシアにおける浪費に関する法律についての学説概観は、Toher, *Tenth Table*, 303f. 参照。

(79) Eder, *Codification* は全体として十二表法が身分闘争の成果・プレブスの勝利

抑止する規定が存在すること、そして、当時の市民構成を伝統的なパトリキーとプレブスのディコトミーとは捉えないこと、これらである。⁽⁸⁰⁾ ⁽⁸¹⁾ その上で、Eder が理解する浪費に関する法律の性格には異論を唱えたい。

Eder は、5 世紀半ばのローマ社会はいわゆる「パトリキーの閉鎖」からわずかな期間しか経過しておらず、支配階層は自らを政治的・社会的団体として定めねばならなかったとする。⁽⁸²⁾ したがって、パトリキーは未だ安定した社会階層を形成するには至っていなかったと解されよう。支配階層は流動的であり、そのことは450年代に至ってもパトリキーではない名前の者がコンスルに就任している事態から示唆される。⁽⁸³⁾ パトリキーにとってこの時期重要だったのは、自らの階層を確定する、すなわち、「パトリキーの閉鎖」を完成させることだったろう。支配階層の均質性が完成されていない段階で、それを模索することは彼らにとって差し迫った課題ではなかったと考えられる。彼らにとっての喫緊の課題は、彼らの支配に疑問を投げかける社会的勢力に対抗することだったろう。その結果、例えば、10

を示すとする見解を疑う。筆者も、十二表法成立に至る過程は史料上の身分闘争の文脈には合致しないと理解している。例えば、原田『立法史論』196頁以下、275頁参照。

(80) Eder, *Codification*, 297f. は、10人委員の設置によってプレブスのトリブヌス職が停止されたこと、十二表法9表1によりプレブスのいわゆる「私刑裁判」が抑止されたことを指摘する。筆者の理解も同様であるが、付け加えるならば、筆者は、12表5も、「〔プレスではなく〕国民が最後に命じたことが、何であれ、法であり有効である」と定めることでプレス決議を抑止したと考える。原田『立法史論』171頁以下参照。

(81) Eder, *Codification*, 281ff. は、支配階層たるパトリキーと下層住民たるプレブスとの間にさまざまな中間階層が存在するとする。筆者は必ずしもこの理解には同意できず、中間階層の一つをプレスと捉える（原田『立法史論』271頁以下参照）が、少なくとも、伝統的なパトリキーとプレブスのディコトミーとして共和政初期社会を捉える見解には与しない。

(82) Eder, *Codification*, 281.

(83) さまざまな議論を伴うこの問題について本稿では立ち入らない。十二表法制定に近い時期では、469年、461年、457年、454年にそうした名前のコンスルが存在することのみをここでは指摘しておく。

人委員の設置によって通常の国家制度が停止され、また、プレス組織を抑圧する十二表法の規定が実現されたのであろう。

また、十二表法にパトリキエの安定を実現しようとする規定を筆者は見出せない。Eder は10表以外にもそうした性格を持つ規定を上げている。例えば、11表1のプレスとパトリキエの通婚禁止の規定である。それはプレスを抑止するだけでなく、プレスとの婚姻関係を通じて自らの政治的・経済的条件を改善しようとするパトリキエにも向けられたと指摘される⁽⁸⁴⁾。この理解は筆者も支持したい。けれども、この規定が実現したのは、プレスと関係を持つパトリキエをパトリキエ階層から排斥することであって、支配階層の分断を惹起するものである。つまり、不分明であったパトリキエ階層の最終的確定を目的とするのであって、これまで存在してきた安定的な支配階層をさらに安定させるものではない。

Eder は、さらに、6表3(「土地のウーススとアウクトーリタースは2年、その他の物については1年とせよ」)⁽⁸⁵⁾を取り上げ、時効取得によりパトリキエはプレスから財物を奪い、自らの支配の経済的基礎を固めたとする⁽⁸⁶⁾。けれども、この規定の内容につき、詳細には検討されていない。アウクトーリタースとは何であろうか。これが追奪担保訴権 (actio auctoritatis すなわちアウクトーリタースの訴権) のアウクトーリタースであるなら、この規定には何らかの譲渡行為が前提とされている。土地について譲渡行為がなされるのは、一般市民が自らの土地を手放すことは想定しづらいので、

(84) Eder, *Codification*, 296.

(85) Cic. *top.* 4, 23: quoniam usus auctoritas fundi biennium est, sit etiam aedium. at in lege aedes non appellantur et sunt ceterarum rerum omnium quarum annuus est usus. (ウーススとアウクトーリタースは土地については2年であるから、建物も〔2年で〕あろう。けれども、法律〔=十二表法〕では建物は上げられていない。その他すべての物のウーススは1年である。)

(86) Eder, *Codification*, 296f.

(87) この問題についても本稿では立ち入らない。さしあたり、谷口貴都『ローマ所有権譲渡法の研究』(1999) 47頁以下を参照。

大きな経済的な余裕を持つ支配階層内部の者たちが当事者となる場合であろう。とするならば、この規定は支配階層内部での紛争を処理しようとするものであり、プレブスに対し支配階層が経済的安定を実現しようとするものとは解しがたい。

Eder の上げる規定を支配階層安定化を目的とするものとは捉えがたい。加えて、先に見たように、10表の規定は、必ずしもその内容は確実でないが、葬儀の仕方についての浪費を制限するものである。けれども、人の死に際し巨大な墳墓とか記念碑を建立することこそ、支配階層のなかで突出して自らを顕示し民衆の妬みを惹起するものといえよう。そのような墳墓がギリシアで法律によって禁じられたことは、キケローも伝えるところで⁽⁸⁸⁾ある。けれども、悲嘆を押さえるものと本稿で理解した規定も含めて、墳墓・記念碑の建立を制限する規定は十二表法には存在しない。

これらのことから、筆者には10表についての通常の解釈は説得的ではないように考えられる。⁽⁸⁹⁾とするならば、ローマの史料ではこれらの規定がどのように理解されているか、10表の性格・背景を理解するために、確認すべきであろう。

先に引用したキケローの記述が手がかりとなる。キケローによれば、こうした規定は、裕福な者にも、一般大衆にも適用され、それは、死に際して⁽⁹⁰⁾財産の違いがなくなることを示すものであった。同様のことをキケローは『法律について』の別の箇所でも述べている。

(88) Cic. *leg.* 2, 64: ... sed post aliquanto propter has amplitudines sepulchrorum, quas in Ceramico videmus, lege sanctum est, 'ne quis sepulchrum faceret operosius quam quod decem homines effecerint triduo.' (けれども、いくらか後になって、私たちがケラメイコスで見える墓の規模の巨大さのために、法律によって次のように定められた。「10人の人間が3日で造るものを超えた労力のかかる墓を造らないように」。)

(89) Toher, *Tenth Table*, 316ff. は、ギリシアの葬儀立法についても通説的な考えは成り立たないとする。

(90) Cic. *leg.* 2, 59.

「敬虔を招き入れ富を除去するということが命じるものは、誠実さが神にとって好ましく出費は取り除かれるべきということの意味している。なぜだろうか。人間たちの間でも貧乏人が裕福な者と平等であることを私たちが望むのなら、なぜ、出費を祭祀に加えて彼ら〔＝貧乏人〕が神に近づくことを妨げようとするのか。とりわけ、神を慕い敬う道がすべての人に開かれていないほど、神自身にとって好ましくないことはないだろうからである。」⁽⁹¹⁾

富を所有すること、そして、富を増やすことはキケローの認めるところ⁽⁹²⁾だった。したがって、裕福な者と貧乏人の違いは前提とされる。けれども、死に際しては、とりわけ、神に対しては、富の有無、その額の多寡は問題ではなくなる。神への道が富の多寡によって左右されるなら、貧乏人には神を敬う道が開かれず、神に近づくこともできない。富裕者によるそのような富の使用は、貧乏人を神に近づく道から遠ざけるものであり、正当でない富の使用と理解される。それゆえ、葬儀における富の使用は浪費と理解され、抑止されるべきものとされる。葬儀についての浪費、そして、葬儀に関する浪費を抑止する法律について、キケローはこのように理解⁽⁹³⁾していると考えられる。

この理解にしたがうならば、十二表法の浪費に関する法律は、宗教的な背景に基づくものであることが確認されよう。ギリシアの諸立法を無条件にローマに当てはめるより、原則的にはローマの史料に立脚すべきであろう。

(91) Cic. *leg.* 2, 25: Quod autem pietatem adhiberi, opes amoveri iubet, significat probitatem gratam esse deo, sumptum esse removendum. quid enim? paupertatem cum divitiis etiam inter homines esse aequalem velimus, cur eam sumptu ad sacra addito deorum aditu arceamus, praesertim cum ipsi deo nihil minus gratum futurum sit quam non omnibus patere ad se placandum et colendum viam?

(92) 前注(41)以下対応本文参照。

(93) Daube, *Roman Law*, 128; Toher, *Tenth Table*, 311ff. も参照。

けれども、浪費にたいする法律上の制限に関するキケローの理解を 5 世紀半ばのローマ社会に無条件に当て嵌めることには慎重でありたい。十二表法 10 表の存在を認識したキケローが、あるいは、彼に先行する十二表法の解釈者たちが、先の観点から 10 表を理解した、というに留めるべきであろう。したがって、5 世紀半ばのローマ社会を前提として考察しなければなるまい。まず、当時のローマ社会をエトルリア商業圏から脱し閉鎖的農業社会が確立した時期と確認することから出発すべきだろう。商業活動の停滞と連年の戦闘はローマを経済的に疲弊させ、各家族が所有する財産も僅かなものとなった。そのことは、無遺言相続に際し相続財産を相続人の間で分割しない、すなわち、財産がわずかで財産を相続人の間で分割すれば相続人の生活が成り立たない、という状況から理解できる⁽⁹⁴⁾。このような状況での無分別な財産の消尽は、とりわけ武装自弁を前提とする重装歩兵戦術の瓦解に繋がり、ローマ国家の存立を危うくさせるものである。家族財産にせよ、個人財産にせよ、その維持を図るのが急務の状況であった⁽⁹⁵⁾。浪費による家族財産の消尽は十二表法でも制限されていた。5 表 7c とされる規定で、浪費者の財産管理は禁じられ保佐に服するものとされた⁽⁹⁶⁾。とりわけ、葬儀の浪費が問題となったのは、エトルリアの華美な葬儀の習慣をローマから除去する必要があったからであろう⁽⁹⁷⁾。このような枠

(94) いわゆる 'ercto non cito' の相続人団体については、Gai. 3, 154a 参照。

(95) D'Ippolito, F., *Questioni decemvirari* (1993), 6ss. は、十二表法が私的財産の消費に大きな制限をかける事例の一つとして、10 表の葬儀に関する定めを理解する。Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 45s. も、筆者と同様の方向性であろう。

(96) Ulp. *D.* 27, 10, 1 pr.: *Lege XII tabularum prodigo interdicitur bonorum suorum administratio.* (十二表法により浪費者には彼の財産の管理が禁じられる。) Ulp. 12, 2: *Lex duodecim tabularum furiosum itemque prodigum, cui bonis interdictum est, in curatione iubet esse agnatorum.* (財産〔の管理〕につき禁じられている、精神錯乱者および浪費者は宗族員の保佐に服する、と十二表法は命じている。)

(97) エトルリアの葬儀慣行が華美なものであり、10 表がそれを抑止する目的を持つという想定は、例えば、Wieacker, *Zwölf Tafelprobleme*, in *RIDA* 3 (1956), 474f.; *id.*, *XII Tafeln*, 333f. 参照。

組みで捉えると、10表の諸規定は決してパトリキーに限定して適用されるものではない。パトリキーと婚姻できるほど社会的に有力なプレブスの一部にも向けられるものであり、重装歩兵の中核となっている社会階層にも向けられるものでもあったろう。十二表法における浪費を制限する諸規定は、こうした当時の社会状況の全体的枠組みにおいて理解すべきもののように考える。そうして、キケローは、10表の諸規定を、死に際しては富の多寡・階層の区別はなくなるというイデオロギーあるいはレトリックによって包み、時代を超えあらゆるローマ市民に等しく向けられるものとして、自らの主張を行ったのであろう。

以上検討したように、ハンニバル戦争に先行する時期にも、浪費に関する法律は十二表法10表の諸規定において存在した⁽⁹⁸⁾。したがって、浪費に関する法律という範疇はハンニバル戦争期に始めて生じたわけではなく戦時体制の必要性から生まれたものではない⁽⁹⁹⁾。とするなら、ハンニバル戦争期に生じた浪費に関する法律とはどのような歴史的コンテクストで成立し、どのような立法史上の意義を持つのか。次章ではこの問題について検討することにしよう。

(98) Toher, *Tenth Table*, 323ff. は、筆者同様、ギリシアの諸立法に基づき10表を解釈する見解を批判する。そして、10表は浪費に関する法律ではないとする。浪費に関する法律を支配階層の安定化を図る法律と定義づければ、こうした主張は成り立つが、前章で見たように、浪費に関する法律について研究者の見解はさまざまである。彼の主張の一部がギリシアの制度をローマに当てはめることへの批判であるとするならば、彼は、ローマの浪費に関する法律の概念をまず定め10表はそれに該当しない、と主張すべきであった。

(99) プリーニウスに伝わる布晒し職についてのメティリウス法 (*n. h.* 35, 197) は、通常、217年、すなわち、ハンニバル戦争期に成立したと想定されている。けれども、筆者はこの法律の制定年代を220年頃と捉え、その内容についても浪費を抑止する可能性は高いが断定はできないという立場にある。したがって、この法律を本稿の検討対象とはしない。詳細は、原田、早法87巻3号、717頁以下参照。

III ハンニバル戦争期の浪費に関する法律

本章では、ハンニバル戦争期に制定されたと考えられる浪費に関する法律について検討することにしよう。

1. 215年 オッピウス法

リーウィウスによれば、「Q. ファビウスと Ti. センプローニウスがコンスルのとき、ポエニ戦争の熱火の最中に、プレブスのトリブヌスである C. オッピウスが、それ〔オッピウス法〕を提案した。すなわち、女性は半ウンキアを超える金を持たないように、変わる色の服を用いないように、公の祭祀の場合を除いては、都市〔＝ローマ〕あるいは城市あるいは〔それぞれから〕1000歩以内では、〔家畜とりわけ馬が〕繋がれた車に乗らないように。」(Tulerat eam C. Oppius tribunus plebis Q. Fabio Ti Sempronio consulibus, in medio ardore Punici belli, ne qua mulier plus semunciam auri haberet neu vestimento versicolori uteretur neu iuncto vehiculo in urbe oppidove aut propius inde mille passus nisi sacrorum publicorum causa⁽¹⁰⁰⁾ veheretur.)

この法律の文言もしくは内容は、リーウィウスのみならず、オロシウス、ウェアリウス・マークシムスも伝えるが、その内容はほぼ等しい。⁽¹⁰¹⁾

(100) Liv. 34, 1, 3.

(101) Oros. 4, 20, 14: ... etiam lex, quae ab Oppio tribuno plebi lata fuerat, ne qua mulier plus quam semunciam auri haberet neve versicolori vestimento nec vehiculo per Urbem uteretur, ... (... 女性は半ウンキアを超える金を持たないように、変わる色の服を用いないように、都市では車を用いないように、という、プレブスのトリブヌスであるオッピウスによって提案された法律も、...) ; Val. Max. 9, 1, 3: ... legis Oppiae ... nec veste varii coloris uti nec auri plus semunciam habere nec iuncto vehiculo propius urbem mille passus nisi sacrificii gratia vehi permittebat. (オッピウス法の... さまざまな色の服を用いないように、半ウンキアを超える金を持たないように、祭祀上の理由で認める場合を除いて、都市から

まず、Ti. センプローニウス・グラックスがコンスルでQ. ファビウス・マークシムスが補充コンスルだった年⁽¹⁰²⁾は215年であるから、この法律が制定された年は215年と同定できる。けれども、215年に関するリーウィウスの叙述には、この法律は言及されていない。先に引用したリーウィウスの叙述は、195年にこの法律が廃棄された際の補足的なこの法律への言及⁽¹⁰³⁾である。したがって、この法律の具体的内容、そして、この法律制定の原因・背景についての叙述は存在せず、これらについて明らかにするには一定の推論が必要である。

他方、リーウィウスは、195年のオッピウス法廃棄をめぐる、コンスル、カトー（廃棄反対）とプレブスのトリブヌス、L. ウァレリウス（廃棄賛成）との議論を長々と記している。ウァレリウスは、廃棄賛成の論拠として、この法律が制定された時期にはハンニバル戦争のためローマ国家は経済的に困窮していたが、今や（195年）そのような窮状は取り除かれたことをあげる⁽¹⁰⁴⁾。このような考え方に従えば、オッピウス法は、一種の戦時特

1000歩以内で〔家畜とりわけ馬が〕繋がれた車に乗らないように。)

(102) Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* 1 (1951) [= *Magistrates*], 253f. また、Niccolini, G., *I fasti tribuni della plebe* (1934) [= *Fasti*], 92も参照。

(103) リーウィウスはこの法律に重要性を認めなかったようである。195年の同法廃棄に関わる叙述を始めるに当たり、リーウィウスは、「述べるに値しないこと (res parva dictu)」(Liv. 34, 1, 1) としている。一般にリーウィウスは浪費に関する法律について関心を抱かなかったようで、彼はこうした法律についてほとんど言及していない。

(104) Liv. 34, 6, 13ff. で、リーウィウスは、ウァレリウスに、国庫には金銭はなく、奴隷が兵士として国家に購入され、元老院議員たちは国家に金や銀を供出し、寡婦や若年の者たちも国庫に金銭を委ね、一定量を超えた金・銀・貨幣の保持を認められなかったと発言させる。そして、「このような時期に婦人たちが贅沢品や服飾品に熱中していたため、彼女らを抑止するためにオッピウス法が熱望された (tali tempore in luxuria et ornatu matronae occupatae erant ut ad eam coercendam Oppia lex desiderata sit)」(Liv. 34, 6, 15) と述べさせている。オッピウス法が特定の時代的要因に基づくものであることは、タキトゥスも述べている。けれども、どのような時代的要因であるか、明言されてはいない。「かつてオッピウス法が望

別税として一定額を超える金の保有を女性に禁じ国家に供出させる、国家財政上の目的を持つものとなり、浪費に関する法律と理解するのは困難である。

なるほど、オッピウス法制定の時期にローマ国家が困窮していたことは確実である。214年には、まず若年の者たちの、続いて、寡婦の金銭が国家に委ねられた。210年には、後に見るように、まず元老院議員が金・銀そして銅貨を国庫に供出し、続いて騎士がこれに倣い、一般の市民も騎士にしたがった⁽¹⁰⁶⁾。けれども、リーウィウスが214年や210年に記している事柄が、215年にも生じたという根拠はない。

まず、リーウィウスは215年の叙述に女性の財産の徴収について何も述べていない。195年の叙述に示唆されているとしても、それは演説の内容としてである。カトーの演説およびヴァレリウスの演説の信憑性については、ほとんどの研究者がリーウィウスによる創作と考えてその信憑性を否定している⁽¹⁰⁷⁾。けれども、何より問題なのは、先に紹介した210年の措置との矛盾である。210年には、コンスル、M. ヴァレリウス・ラエウィーヌスの提案にしたがい、すべての市民が一定額以上の財産を国庫に供出した。その際、元老院議員の妻および娘はそれぞれ1ウンキアの金を保持す

まれた。国家の当時の要請だったからである。(placuisse quondam Oppias leges, sic temporibus rei publicae postulantibus)」(Tac. *ann.* 3, 34)

(105) Pomeroy, S., *Goddesses, Whores, Wives, & Slaves* (1975) [= *Goddesses*], 179 f. は、このようにオッピウス法を理解する。

(106) 214年については Liv. 24, 18, 13f.、210年については Liv. 24, 36, 11f. 参照。

(107) さしあたり、Fraccaro, P., Catone il Censore in Tito Livio, in id., *Opuscula* I (1956), 120ss.; id., Le fonti per il consolato di M. Porcio Catone, in *Opuscula* I, 179ss.; Scullard, H. H., *Roman Politics 220-150 B.C.*² (1973) [= *Politics*], 257; Astin, A. E., *Cato the Censor* (1978), 25; Gruen, *Studies*, 145参照。管見では、リーウィウスの伝える演説に完全な信憑性を認める文献は Kienast, D., *Cato der Zensor. Seine Persönlichkeit und seine Zeit* (1954), 21f. であり、その信憑性を必ずしも否定しない文献は Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 123ss. である。より詳細な学説整理については、さしあたり、Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 59ff. 参照。

ことを認められた。⁽¹⁰⁸⁾つまり、215年の措置で半ウンキアを超える金を国庫に供出したなら、その倍の重さの金をどのようにして元老院議員の妻や娘は保持することができたのだろうか。210年の時点では、オッピウス法は効力を失っていたのだろうか。⁽¹⁰⁹⁾けれども、先に見たように、195年にはオッピウス法廃棄をめぐる議論が展開されたのである。⁽¹¹⁰⁾あるいは、この議論に信憑性がないとしても、少なくともこれを廃棄するヴァレリウス＝フンダニウス法が存在したことは確実である。195年に法律による廃棄を必要としたオッピウス法が210年に効力を失っていたとは考えられないであろう。とすれば、215年の措置は金を法的に所有することができる自権者の女性だけを対象とするものであり、210年の措置は自権者・他権者を問わずすべての女性に金の所持の制限を拡大するものだったのだろうか。このように考える研究者はいないし、伝えられるオッピウス法の内容に対象となる女性の限定はない。いずれにせよ、そもそも、一定の衣服の使用の禁止や馬車の使用の禁止が国家財政にどのような影響を与えるだろうか。⁽¹¹¹⁾「女性が金を持たないように」という規定のみに目を向ければ、財政目的も考えられるが、法律全体を見れば、国家財政の確保だけを目的とする法律とは考えがたい。

とすれば、「持つ」を表すラテン語 ‘habere’ は、法的な所有を意味するのではなく、物理的な所持・保持を意味するであろう。つまり、「衣服を用いる」ということが「衣服を着用する」ことを意味するように、「金を持つ」とは「金を身につける」を意味すると解されよう。より具体的にいうならば、「金の服飾品を装う」という意味であろう。こうした理解は、ゾナラスに示されるものであり、かつ、Sauerwein や Culham がすでに

(108) Liv. 24, 36, 3.

(109) Savio, *Aevum* 14, 177; Pomeroy, *Goddesses*, 180; Clemente, *Leggi sul lusso*, 5はこのように考える。

(110) Liv. 34, 1, 5f. では、女性たちがこの法律の廃棄のために夫たちの制止を振り切ってフォーラムを取り囲み、その数は膨れ上がったと記される。

(111) cf. Gruen, *Studies*, 143.

主張したところである。⁽¹¹²⁾ 筆者もこの考え方を支持したい。

第 2 の衣服についての定めにも若干の問題がある。リーウィウスとオロシウスは「変わる色 (versicolor)」と記す。他方、ウァレリウス・マークシムスは、「さまざまな色 (varicolor)」⁽¹¹³⁾ としている。‘versicolor’ と ‘varicolor’ は異なる表現で、前者は光の具合でいろいろな色に見える状態、後者は異なる色が最初から存在している状態を示す。衣服を例に取れば、前者は玉虫色の生地のできた服であり、後者はいろいろな色の糸で編まれた服である。リーウィウスとオロシウスは前者の服を示し、ウァレリウス・マークシムスは後者を示している。おそらくは、ウァレリウス・マークシムスの時期には ‘versicolor’ と ‘varicolor’ の区別がつかなくなっていた、あるいは、ウァレリウス・マークシムス自身が誤解してこの表現を用いた、これらのいずれかであろう。したがって、リーウィウスにしたがい、オッピウス法で着用を禁じられたのは玉虫色の服であると想定したい。リーウィウスは、オッピウス法廃棄⁽¹¹⁴⁾ に関わる叙述でオッピウス法が禁じたのは紫色の服であると明言している。少なくとも帝政初期には ‘versicolor’ は紫色と理解されていたのであり、これにしたがい、オッピウス法は紫色の服の着用を禁じたとする研究者もいる。⁽¹¹⁵⁾ 筆者もこの想定にしたがいたい。紫色の染料は貴重であり、⁽¹¹⁶⁾ 紫色の服は贅沢品と考えられたので

(112) Zon. 9, 17, 1: ... μήτε χρυσοφορεῖν τὰς γυναῖκας ... Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 42ff.; Culham, Ph., *The Lex Oppia*, in *Latomus* 41 (1982), 786ff. なお、Baltrusch, *Regimen morum*, 54は、金の法的所有の大部分の放棄あるいは金を身につけることの禁止、いずれの可能性も想定するが、Baltrusch, *Regimen morum*, 54¹⁰⁸は、金を身につけないことを命じた場合にも財産を利用できないことからそれを国庫に供出する可能性があり、したがって、この場合でもわずかながら経済的効果を期待できるとする。経済的効果をわずかしか期待できないのなら、この法律の主要な目的は財政上のものではないことになる。無理矢理に経済的・財政的な目的を見出さねばならない必要性がどこにあるのだろう。

(113) 前注 (101) 参照。

(114) Liv. 34, 4, 10; 34, 7, 3.

(115) Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 44; Culham, *Latomus* 41, 786¹; Baltrusch, *Regimen morum*, 53¹⁰⁴.

(116) 前注 (67) 参照。

ある。

以上からすれば、金の服飾品を身につけること、紫色の服を着用すること、おそらくは馬車に乗ることが、オッピウス法により女性には禁じられた。したがって、この法律が対象としたのは、いずれも贅沢品であり、この限りで、オッピウス法は「富の公正ではない使用」としての浪費を抑止しようとする法律の範疇に入る、と考えることができよう。⁽¹¹⁷⁾

その制定の背景・理由はどのようなものだったろうか。当時ローマはハンニバル戦争の渦中にあり、とりわけ、前年にはカンナエの戦いで壊滅的な打撃を受けた。このような状況で贅沢品を身につけた女性が公の場に出ることを抑止したという想定は、極めて理解しやすい。I章で見たプラウトゥスの叙述は、オッピウス法の内容を想起させるものである。『金の壺』では、衣服・宝石・女中・馬・馬車等について女性の贅沢が嘆かれ、それが夫に不幸をもたらすとされている。『エピディクス』でも、全財産を身につけて着飾って町を歩く女性たちが非難されている。これらの作品が成立した年代は定かではないが、⁽¹¹⁸⁾彼の没年である184年近くに成立したと仮定⁽¹¹⁹⁾する。

(117) Elster, M., *Die Gesetze der mittleren römischen Republik* (2003) [= *Gesetze*], 219f. は、金の保持の禁止および衣服の着用の禁止の定めを結合させ、これらの定めはある種の喪服に装飾をつけることを意味するとし、これに第3の定めを示されている国家祭祀における免除を関連づけ、全体として服喪期間に関する内容の法律と理解する。よって、オッピウス法は浪費に関する法律ではないとする。‘vestmentum versicolor’を喪服に関連づける根拠はまったくないし、国家祭祀における免除は馬車を用いる場合しか関連しない。根拠のない見解と評せざるを得ない。

(118) Plaut. *Aul.* 498ff.; id., *Epid.* 525ff.

(119) 例えば『金の壺』の成立年代は、オッピウス法との類似そして女性を非難する老人メガドローロスとカトーとの対比から、194年前後に成立したとされる。けれども、Gruen, *Studies*, 145が述べるように、オッピウス法廃棄に関わるカトーの演説に信憑性を認められないとするならば、そこに描かれるカトーの像とメガドローロスを対比することにさして意味はないであろう。したがって、この作品から195年頃のローマの浪費に関する考え方を見出そうとする Culham, *Latomus* 41, 790f. の試みは説得的ではないであろう。

定しても、そのような平時にさえ、衣服・服飾品・乗り物についての贅沢は非難の対象だったのである。とすれば、ハンニバル戦争の最中、とりわけ、カンナエの戦いの翌年にこうした贅沢を公に示すのならば、プラウトゥス作品における非難の程度では済まなかったであろう。

けれども、カンナエの戦いという未曾有の惨劇の翌年に、女性たちは華美な服を身につけて公に出ることがあったのだろうか。リーウィウスによれば、カンナエの戦いの後、Q. ファビウス・マークシムスは、元老院における指令として、元老院議員に、都市で騒乱や不安を鎮めることを命じ、女性たちが公の場に出ないように家に留め置くように命じた。家々では慟哭が起きていたが、これも鎮めるよう命じた⁽¹²⁰⁾。そして、実際の損害が伝わると、「都市全体を悲しみが満たした」。「このとき、悲しみを免れる女性たちは誰もいなかった」⁽¹²¹⁾。このように、一般に女性たちが公に出ること自体を抑止され悲嘆にくれているなかで、彼女らが贅沢品を身につけて外出するという事態が、無論皆無ではなかったろうが、法律が抑止すべき状況として頻繁に出来るものだったとは考えがたい。

けれども、オッピウス法は浪費に関する法律として女性の贅沢を抑止するために制定されたのである。とすれば、考えられることは、将来生じうる事態のための予防的措置としてオッピウス法は制定されたということである⁽¹²²⁾。けれども、本来の目的はそれに留まるものではなかったであろう。リーウィウスは215年の叙述においてオッピウス法の制定過程につき何も語っていない。例えば217年のクラウディウス法制定の場合のように、法

(120) Liv. 22, 55, 7.

(121) Liv. 22, 56, 4: totam urbem opplevit luctus ulla in illa tempestate matrona expers luctus fuerat ...

(122) Vishnia, R. F., *State, Society, and Popular Leaders in Mid-Republican Rome 241-167 B.C.* (1996) [=State], 91f. は、寡婦となった女性たちが夫の相続財産を取得し奢侈的な生活を送る可能性をあらかじめ予防するものとする。予防的な方策とオッピウス法を捉えることに筆者は同意するが、この時期に女性が奢侈的な態度を公に示すかどうか、疑問がある。

律制定に争いがあったなら、そのような抗争について彼は記したと思われる。そのような叙述がないということは、少なくともローウィウスに伝えられたいくつかの伝承には何も記されていないことであり、したがって、オッピウス法は政治的な抗争を伴わず成立した、という可能性が高くなる。⁽¹²³⁾元老院は一丸となってこの措置を定めた。それも元老院議決あるいは公職の告示によるのではなく、国民の承認を伴う法律として定めたのである。つまり、法律で抑止されるべき状況は生じてはいないが、将来そうした事態が生じることのないよう、支配階層も一般民衆も一体となってカンナエの戦いの1年後に国家としてのあり方を確認したのである。Gruenは本法律を象徴的なものであり愛国的な一体性を国民に課すものと捉える。⁽¹²⁴⁾Gruenの叙述には論理の飛躍があるが、筆者は以上の限りでGruen的な想定を支持したい。

このようなローマ市民全体の意識に関わるものであるのなら、なぜ女性に対象が限定されたのだろうか。第3の規定の免除事例が示唆を与えてくれる。女性の外出が祭祀目的である場合には、馬車を用いることが許された。けれども、祭祀目的の外出であっても、半ウンキアを超える金の服飾品、および、紫色の衣服を着用することは認められなかった。この時期、女性の国家祭祀への関わりが大きくなったようである。例えば、218年に女性たちは一体の銅の像をアウェンティームでユーノー神に捧げた。217年には、女性たちは自分たちに適当である額の金銭を供出し、ユーノー神への捧げものをアウェンティームに運び、神への供宴を行なった。⁽¹²⁵⁾このような女性の国家祭祀への関わりがこの時期に増え、それに応じて女性の外出の機会も増加し、それへの対処がまず念頭にあったのではなから

(123) Baltrusch, *Regimen morum*, 54f. は、オッピウス法がC. フラーミニウスの政策に合致するものとし、党派抗争の可能性を示唆するが、史料にも法律の内容からもそうした示唆を読みとることはできない。

(124) Gruen, *Studies*, 144.

(125) 218年については、Liv. 21, 62, 8. 217年については、Liv. 22, 1, 18参照。

⁽¹²⁶⁾
うか。

以上見たように、オッピウス法は、カンナエの戦いの翌年という時期にその制定原因を持つ浪費に関する法律と考えられる⁽¹²⁷⁾。この限りで、この法律は特定の歴史的背景を持つという、リーウィウスがウァレリウスに語らせタキトゥスの叙述に見出せる、この法律の性格を確認できる。けれども、その実体的内容は、経済的性格のものではなく、国民の一体性を予防的に定めるものだったのである。

2. 209年 プーブリキウス法

この法律の内容および制定の事情については、マクロビウスが伝えている。「…いくつかの作品に次の事柄を見出す。すなわち、多くの者たちがサートゥルナーリアの際に貪欲さのためクリエンテースたちから利己的に贈物を取り立て、その負担がより貧しい者たちを苦しめていたので、プレブスのトリブヌスであるプーブリキウスが次のように提案した。蠟燭を除いて、裕福な者たちには贈られないように、と。(… *illud quoque in litteris invenio, quod cum multi occasione Saturnaliorum per avaritiam a clientibus ambitiose munera exigerent idque onus tenuiores gravaret, Publius tribunus plebi tulit, non nisi cerei ditioribus missitarentur.*)⁽¹²⁸⁾」

以上のマクロビウスの叙述では、その制定年代ははっきりしない。ただし、次節で見る204年のキンキウス法との関係から、204年より前の法律と想定される⁽¹²⁹⁾。すなわち、キンキウス法は一定の限度額を超えた贈与を、一

(126) 女性の国家祭祀への関わりは204年のマグナ・マテル神の祭祀の導入が、この時期の頂点となるものであろう。Liv. 29, 14, 10ff.; Ovid. *Fast.* 4, 179ff.

(127) したがって、Bonamente, *Leggi suntarie*, 89s. の主張、すなわち、オッピウス法はギリシアの同様の法律をモデルとして作成・制定されたという考えは、支持できない。オッピウス法は、あくまで215年という特別の時点に制定要因があり、ヘレニズムとの法文化の一体性を示すものとは理解できない。Baltrusch, *Regimen morum*, 58も同旨。

(128) Macrob. *Sat.* 1, 7, 33.

(129) Niccolini, *Fasti*, 99; Berger, *ED* s. v. Lex Publicia, 558; Baltrusch, *Regimen*

定の人々の間でなされる場合を除いて、禁止した。この一般規定が存在しているなら、サートゥルナーリアの際に行われるクリエンテースからパトローヌスへの贈与についてあえて制限を設ける必要がないからである⁽¹³⁰⁾。加えて、サートゥルヌス神殿が奉納されサートゥルナーリアが祝日とされたのは497年のことであるが、サートゥルナーリアが国家祭祀とされたのは217年のことであるから、サートゥルナーリアについて法律で定めたのは217年以降のことと考えられよう。年代を定める今一つの要素である提案者については、プーブリキウスとしか伝わらず、同定が難しい。ただし、プレブスのトリブヌスとして伝わっているプーブリキウスは、209年のC. プーブリキウス・ビプルスしかない⁽¹³⁴⁾。これらのことから、本法律は209年に制定された、と通常考えられている⁽¹³⁵⁾。

ローマ市民には、サートゥルナーリアの際に、関係のある者たちの間で贈物を交換する習慣があった。それが友人間・親族間での贈り物の交換に留まっている限り、問題は生じなかったであろうが、マクロビウスによれば、パトローヌスがクリエンテースに贈物を強要し（*exigent*）クリエンテースの負担となったので、本法律によってクリエンテースがパトローヌスになす贈物は蠟燭（*cerei*）に限定されることになった。サートゥルナー

morum, 61.

(130) サートゥルナーリアは、農業の神サートゥルヌスを寿ぐ祝祭で、毎年12月17日に開催されたが、後の時期には民衆の間では12月23日まで継続して祝われるようになったようである。Macrob. *Sat.* 1, 10, 23f.

(131) キンキウス法で贈与を認められた者たちの範疇にパトローヌスとクリエンテースが含まれないことは、後注（158）以下対応本文参照。

(132) Liv. 2, 21, 2.

(133) Liv. 22, 1, 19f.

(134) Broughton, *Magistrates* 1, 286.

(135) Rotondi, *Leges Publicae*, 258; Savio, *Aevum* 14, 178; Longo, *NNDI* IX, 630; Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 48; Bleicken, *Lex publica*, 169¹¹⁵; Baltrusch, *Regimen morum*, 61; La Penna, *Legittimazione del lusso*, 283; Bottigliieri, *Legislazione sul lusso*, 92; Elster, *Gesetze*, 242f.

リアでの蠟燭の交換は史料に一般に述べられ、⁽¹³⁶⁾ 蠟燭はサートゥルナーリアの祭りを象徴するもの⁽¹³⁷⁾と考えられたため、蠟燭だけは贈物として禁止されなかつたのであろう。⁽¹³⁸⁾

禁止された贈物がどのようなものだったかは分からない。帝政期になると次のような贈物が伝わっている。例えば、アウグストゥスは、衣服や、金貨、銀貨、その他のあらゆる貨幣（王たちのものや外国のものも含む）、粗布、海綿、火搔棒、挟む道具等を贈った。⁽¹³⁹⁾ マールティアーリスによれば、高価な食品、書物、トーガ、家具、服飾品、奴隷等が贈られた。⁽¹⁴⁰⁾ 無論、これらの品物をこの当時クリエンテースに要求しても、彼らが贈ることはできなかつただろう。どのような贈物が禁じられたかは分からないが、帝政期において豪華な品々が贈られたことからすれば、3世紀末の財産状況に応じてクリエンテースの負担となる品々について要求されたのであろう。

したがって、本法律は、ある人物が自らの財産を浪費することを抑止するものではあるが、その浪費は他人の強要によって生じるものであり、他人の財産を公正でない仕方ですべて消尽させることへの抑止として、浪費に關す

(136) 例えば、Varr. *l. l.* 5, 64; Fest. 47 L.; Macrob. *Sat.* 1, 11, 49.

(137) Macrob. *Sat.* 1, 7, 31f. によれば、蠟燭の交換が行われるようになったのは、サートゥルヌス神の祭壇を讃えるのに生贄によってではなく光によって照らすことが望まれた、という説と、サートゥルヌス神の導きで光溢れる世界に人々は至った、という説があったようである。Savio, *Aevum* 14, 178 によれば、蠟燭は長い冬が終わった後に復活する光の象徴であり、冬の長い夜に沈んでしまった太陽が再び昇ることを訴える象徴でもある。cf. Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 50.

(138) サートゥルナーリアの際の贈物として、他に史料にしばしば見出せるのは、sigilla（小さな像）である。これは、Mart. 14, 182によれば粘土でできた像であり、Macrob. *Sat.* 1, 11, 1によれば幼児が喜ぶ玩具である。したがって、贅沢品ではなく、これと蠟燭が民衆レベルでは通常の贈物だったのだろう。sigilla は、Macrob. *Sat.* 1, 7, 31に述べられるサートゥルヌス神への生贄を象徴するものかもしれない。cf. Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 109.

(139) Suet. *Aug.* 75.

(140) Mart. 4, 46; 7, 53.

る法律の枠内に含まれうると考えられる。

この法律の提案者として想定される、C. プーブリキウス・ビブルスは、209年に、M. クラウディウス・マルケッルス⁽¹⁴¹⁾のインペリウムを廃棄する提案を行った。これに基づいて、プーブリキウスを反ファビウス・マークシムスの立場にあるとする見解がある。⁽¹⁴²⁾ Bottiglieri は、より具体的に、プーブリキウスは209年のケンソルで元老院議員改訂の際にマルケッルス⁽¹⁴³⁾を元老院議員から除名した M. コルネーリウス・ケテグスの党派に属したとし、本法律はケンソルのなす譴責に根拠を与えるものとする。⁽¹⁴⁴⁾ このように、本法律を政治的抗争の文脈で理解しようとする見解がある。マルケッルスのインペリウム廃棄に関する提案は本稿の射程を超えるので別稿で扱わざるを得ないが、これを伝えるリーウィウスはプーブリキウスをすべてのノービリタースの敵対者とし、ブルータルコスも声望高いローマ市民がマルケッルス⁽¹⁴⁵⁾を支持したとする。これらからすれば、プーブリキウスは元老院内部で党派抗争を行ったのではなく、純粋に民衆の立場にあったと理解できる。これに基づき、Vishnia は、プーブリキウスを小農民の指導者と捉え、パトローヌスの強要する高額な贈物を禁じ民衆の救済を目的とする法律として本法律を理解する。そして、このような方策を打ち出したプーブリキウスに支配階層が寛容な態度を示すことはなく、その結果、プーブリキウスはこれ以降何ら公職に就かなかったとする。⁽¹⁴⁶⁾

なるほど、本法律はパトローヌスの慣習的な特権を廃棄する内容であり、その限りで支配階層に敵対的な法律と理解することはできる。けれど

(141) Liv. 27, 20, 11ff.; Plut. *Marc.* 27, 2ff.

(142) Cassola, F., *I gruppi politici romani nel III secolo a. C.* (1962) [= *Gruppi*], 325s. cf. Scullard, *Politics*, 70f.

(143) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 111. 209年の元老院議員改訂については、Liv. 27, 11, 12参照。ただし、Bottiglieriはこの事例を上げていない。

(144) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 114.

(145) Liv. 27, 21, 2; Plut. *Marc.* 27, 6.

(146) Vishnia, *State*, 93f.

も、そうであるなら、このような法律の提案に際しては、何らかの議論が支配階層内部で生じたに違いない。とりわけ Vishnia のように想定するなら、マルケッルス⁽¹⁴⁷⁾のインペリウム廃棄についての提案と同等の大きな議論が生じたはずである。けれども、史料はそのような議論・抗争を何ら伝えない。本法律は、極めて平穏に、支配階層にも何ら異論なく、成立したようである。

とすれば、本法律の性格についてどのように考えればよいのだろうか。前年の状況が示唆的であろう。210年、リーウィウスによれば、ローマでは市民の暴動が生じる寸前の状況だった。ハンニバル軍による都市周辺および農場の荒廃、徴兵による経済力の衰退、これらのため、民衆には不満が募り、とりわけ、この年のコンスル、クラウディウス・マルケッルスと M. ウァレリウス・ラエウィーヌスへの不満は大きかった。こうした不満は、ローマでの放火事件のため一端は収まったかに見えたが、決して除去されたわけではなかった。徴兵が行われ、国庫が窮乏していたため、艦船の漕ぎ手を養う目的で、市民が漕ぎ手の30日間の報酬と食料を提供すべき、とコンスルたちは命じた。これに市民は激昂し、フォルムで群れをなしてコンスルを取り囲み自分たちの不満を述べた。暴動に至らなかったのは指導者がいなかったためだけだった。コンスルたちは民衆を鎮めることができず、元老院で対策が講じられることになった。この結果、前節で見たように、元老院議員は一定額以上の財産を国庫へ供出することになる。⁽¹⁵¹⁾

民衆がコンスルを公の場で取り囲み不満をぶちまける、このような事態はこの時期には例外的なものであり、暴動・反乱に至ってもおかしくない

(147) マルケッルスのインペリウム廃棄をめぐるのは、フラーミニウス競技場に大多数のローマ市民が集まり議論した。Liv. 27, 21, 1; Plut. *Marc.* 27, 5.

(148) Liv. 24, 26, 10f.

(149) Liv. 24, 27, 1ff.

(150) 以上、Liv. 24, 35, 1ff.

(151) 前注 (106) および対応本文参照。

状況だったのである。それに続く措置からすれば、元老院議員は金・銀等十分な財産を持ち、にもかかわらず、戦争のため困窮している市民のみに負担をかけようとしていたことを理解できる。それが不可能であることを支配階層も悟った。けれども、市民から協力を得なければ戦争を遂行できない。そのため、支配階層は自らが市民への範を垂れなければならないと自覚したのである。

プーブリキウス法はこの文脈で捉えることができよう。パトローヌス、とりわけ、支配階層にとっての慣習の特権であるクリエンテースからの贈与を禁じることによって、民衆の不満にたいする譲歩を示したのではないだろうか。プーブリキウスが反ファビウスの党派に属していたとしても、プーブリキウスにこの法律を提案させた人物の思惑はファビウスの党派の者たちにも理解され、その結果、支配階層が一体となってこの法律を成立させた⁽¹⁵²⁾と理解できよう。そして、元老院議決や公職の告示といった支配階層による一方的な措置によってではなく、国民の投票による法律という形態で、この譲歩を示したのである。この点において、本法律にも、オッピウス法に見出された戦時における国家の一体性を確認しようとする意図・行為を見出すことができよう。

けれども、この法律の実効力については慎重でありたい。この法律に違反した場合、どのような措置がとられたのだろうか。明示的に述べられてはいないので断言はできないが、本法律が不完全法 (lex imperfecta) である可能性を除去できない⁽¹⁵³⁾。不完全法であるとするれば、クリエンテースのなした贅沢品の贈与も法的には有効であり、受贈者であるパトローヌスが

(152) それが具体的に誰であったかは特定できない。プーブリキウスが何らかの公職の指示に従って本法律を提案したという想定は、Bleicken, *Das Volkstribunat der klassischen Republik*² (1968), 64f.; 65¹に見出せる。cf. Baltrusch, *Regimen morum*, 63.

(153) 本法律を不完全法とするのは、例えば、Rotondi, *Leges publicae*, 258; Kaser, M., *Über Verbotsgesetze und verbotswidrige Geschäfte im römischen Recht* (1977) [= *Verbotsgesetze*], 26²⁴. Elster, *Gesetze*, 243は不完全法とは断定しない。

罰されることもない。Bottiglieri は、先に見たように、本法律に罰則が定められなくとも、ケンソルの譴責の根拠となるから、本法律に実効力はあったとする⁽¹⁵⁴⁾。この想定に可能性がまったくないわけではないが、少なくとも、プーブリキウス法に基づいてケンソルが譴責を科した事例は伝わっていない。そもそも、サートゥルナーリアに際して各家庭で私的に行われる贈物の交換をどのようにして見張り取り締まることができたのだろうか。本法律はその実体的効果を持たない法律だったと考えられよう。

それゆえに、支配階層は一致して本法律の制定を是認したのであろう。本法律は、一見すればクリエンテースの保護を謳い支配階層を抑止する目的のものに見えるが、本質的には、オッピウス法同様、ハンニバル戦争遂行の過酷な時期にあって一般市民の戦争協力を引き出すための方策であり、支配階層の譲歩の形を取ることで国家の一体性を表すメッセージと理解できるものなのである。⁽¹⁵⁵⁾

3. 204年 キンキウス法

この法律の内容を包括的に伝える史料はわれわれには存在しない。けれども、史料では、「贈与 (donum) と返礼 (munus) についての法律」と呼ばれ、この法律の対象が示されている。この法律で定められたいくつかの

(154) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 114.

(155) なお、Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 49は、Marc. D. 11, 5, 3に伝わる賭について禁じた年代も内容も不詳のプーブリキウス法をこの209年のプーブリキウス法と同一視しようとする。Kuryłowicz, *Leges aleariae*, 276も、サートゥルナーリアでは例外的に賭事が認められたから、サートゥルナーリアに関わる209年の法律がそれ以外の賭事を禁じたということも想定できなくはないとする。ただし、Kuryłowicz, *Leges aleariae*, 276; id., *ZRG* 102, 196⁴⁹はこれをあくまで仮説として想定するにすぎない。Elster, *Gesetze*, 251⁹⁴はこの想定を否認する。筆者も史料的な根拠のない仮説と判断せざるを得ない。

(156) *lex de donis et muneribus*: Cic. *or.* 2, 286; id., *sen.* 10; Liv. 34, 4, 9. ここで donum を「贈物」、munus を「返礼」と約したのは便宜上の試訳にすぎない。ウルピアーヌスによれば、donum が大範疇で munus は donum に含まれる小範疇であり、munus は誕生日の贈物とか結婚式の贈物といった何らかの理由に基づいて

点も史料に伝わっている。おそらくは、一定の限度額を超える贈与を禁じたものであったらしい。⁽¹⁵⁷⁾けれども、その具体的な限度額は伝えられていない。⁽¹⁵⁸⁾

限度額を超えた贈与であっても、一定の関係にある者たちの間では認められた。キンキウス法の適用を除外された者については、ヴァティカン断片に伝えられるパウルスの本法律への註解が、かなりの程度まで明らかにしている。5親等以内の血縁関係にある者たちはすべて除外され、6親等の関係にある血縁関係者でもマタイトコのコドモの間でなら限度を超えた贈与であっても認められる。⁽¹⁵⁹⁾以上の血縁関係にある者の父権に服する者・夫権に服する者・マンキピウム権に服する者および彼らを権力中に持つ者たちの間でも、限度額を超えた贈与が認められる。⁽¹⁶⁰⁾姻戚関係にある者た

なす贈物である。Ulp. *D.* 50, 16, 194. したがって、munusは何らかの理由からさねばならない義務・負担の性格を持つことになる。

(157) キンキウス法が贈与を一般に禁止するものだったことについては、Ulp. 1, 1; Fest. 127 L. 参照。明示的にキンキウス法に言及するものではないが、法律によって贈与に限度額が設けられたことは、例えば、Cels. *D.* 39, 5, 21, 1; Iavol. *D.* 39, 5, 24; Paul. *D.* 44, 4, 5, 2: id., *D.* 44, 4, 5, 5参照。cf. Gai. *D.* 39, 5, 9, 11; Paul. *sent.* 5, 11, 6.

(158) その限度額について再構成しようという試みは、さしあたり、Casavola, F., *Lex Cincia. Contributo alla storia delle origini della donazione romana* (1960) [= *Lex Cincia*], 28ss. 参照。

(159) *Frag. Vat.* 298; 299.

(160) *Frag. Vat.* 298の写本では、‘... siue quis in alterius potestate m̄m̄nioue erit qui eos hac cognatione attinget quorumque in potestate m̄m̄nioue erit, eis omnibus inter se donare capere liceto’ とされており (テキストは *Roman Statutes*, 741による)、『m̄m̄nioue』をどのように読むかについて見解は分かれる (Casavola, *Lex Cincia*, 60s.; Stein, P., *Lex Cincia*, in *Athenaeum* 63, 1985, 147f. は、『matrimoniove』とする) が、『Frag. Vat. 300』でのこの箇所へのパウルスの註釈は『manu mancipiove』としており、通常の校訂本、例えば、『*Fontes iuris romani antiqui*, ed. K. G. Bruns sept. ed. O. Grandenwitz (1909, Neudr. 1969), I, 47; *Fontes Iuris Romani Anteiusiniani*, edd. S. Riccobono, J. Baviera, C. Ferrini, V. Arangio-Ruiz, II (1940, rist. 1968), 531ではこれを採用し、本稿もこれにしたがった。cf. *Roman Statutes*, 742.

ち、例えば、男女を問わず継子、継母・義理の父、舅・姑、婿・嫁、夫と妻、婚約中の男女も、除外される。後見人が被後見人に贈与する場合には、限度額を超えてもかまわない。ただし、被後見人が後見人になす贈与は除外されない。⁽¹⁶²⁾ 血縁関係にある男性は、どのような親等であっても、嫁資の設定を目的とする場合には、除外される。⁽¹⁶³⁾ 奴隷から、あるいは、自分が奴隷であると信じて奴隷状態にある者あるいはあった者から、贈与を受け取る、または、そうした者に贈与する場合も、除外される。⁽¹⁶⁴⁾ 奴隷が贈与者または受贈者となるという定めは古典期法学者および研究者を悩ませ、さまざまな解釈を生んできた。⁽¹⁶⁵⁾ けれども、父権に服する者と父権を有する者の間の「贈与」も所有権移転という意味では成り立たない。⁽¹⁶⁶⁾ この法律における「贈与」とは、物の物理的な移転とそれに伴う利益の享受という意味で理解すべきであり、家父長が息子や奴隷に特有財産を与えること、また、特有財産を家父長に返却すること、あるいは、特有財産から生じた果実を家父長に渡すこと、これらも「贈与」と理解されているのである。

以上に加えて、次のような特別規定が存在したようである。すなわち、キンキウス法は弁護人が報酬を受け取ることを禁じた。⁽¹⁶⁷⁾ つまり、贈与の禁

(161) *Frag. Vat.* 302. ここで夫と妻が上げられているが、おそらく共和政以降夫婦間贈与は禁じられている。したがって、通常、「夫と妻」の箇所は、パウルの註釈ではなく、古典期以降の時期に加えられた挿入と理解されている。cf. Stein, *Athenaeum* 63, 150f.

(162) *Frag. Vat.* 304.

(163) *Frag. Vat.* 305. 血縁関係にある女性が嫁資設定を目的とした贈与を親等の制限を越えて女性に対しなし得るかについて、古典期法学者に争いがあったようである。ラベオーは不可とし、パウルスは可能とする。*Frag. Vat.* 306.

(164) *Frag. Vat.* 307.

(165) 所有能力を持たない奴隷からの贈与を古典期法学者はおそらく理解できず、明白ではないが、パウルスも、サビーヌスも、奴隷を被解放自由人と理解している可能性がある。*Frag. Vat.* 307. 研究者のさまざまな見解については、さしあたり、Casavola, *Lex Cincia*, 68ss.; Stein, *Athenaeum* 63, 151f. 参照。

(166) cf. Stein, *Athenaeum* 63, 149; 153; *Roman Statutes*, 743.

(167) Tac. *ann.* 11, 5: ... consurgunt patres legemque Cinciam flagitant, qua

止のなかでもとりわけ裁判での活動の報酬として弁護人が何らかの財物を受け取ることを禁じたのである。

この法律の制定年代は次のようにして導くことができる。キケローは『老年について』でトゥディタヌスとケテグスがコンスルのときにキンキウス法が定められたとし、彼らがコンスルだったのは204年である。この年にはプレブスのトリブヌスのなかに M. キンキウス・アリメントゥス(168)がおり、M. キンキウスがこの法律を制定したとキケローは『弁論家について』で述べている。(169) これらのことから、この法律は204年に成立したと考えて間違いないであろう。

この法律が制定された要因は何か。タキトゥスは、この法律は弁護人の不正のために成立したと述べている。(170) これは、先に見たキンキウス法の定め(171)のなかでも、弁護人が報酬を受け取ることを禁じた規定がもっとも重要であり、弁護人の活動を抑止することをキンキウス法は第一の目的としたとするものであろう。他方、リーウィウスは、本章第1節で見た195年の

cavetur antiquitus ne quis ob causam orandam pecuniam donumve accipiat. (父たちは立ち上がり、弁護を理由として金銭や贈物を受け取らないようにとかつて定められたキンキウス法を切望した。) id., *ann.* 13, 42: eius opprimendi gratia repetitum credebatur senatus consultum poenaque Cinciae legis adversum eos qui pretio causas oravissent. (彼を屈服させるために、元老院議決と報酬のために事件の弁護をした者たちに向けられるキンキウス法の罰を復活させるべき、と考えられた。)

(168) Cic. *sen.* 10.

(169) Broughton, *Magistrates* 1, 305.

(170) Liv. 29, 20, 11.

(171) Cic. *or.* 2, 286.

(172) Tac. *ann.* 15, 20: usu probatum est, patres conscripti, leges egregias, exempla honesta apud bonos ex delictis aliorum gigni. sic oratorum licentia Cinciam rogationem, candidatorum ambitus Iulias leges, magistratuum avaritia Calpurnia scita pepererunt. (元老院議員たちよ、よき時代の素晴らしき法律や栄えある典例が他者の邪な行為から生じたことは、経験により明らかになった。例えば、弁護人の放埒がキンキウスの提案を、選挙候補者の不正がユリウス法を、公職就任者の貪欲がカルプルニウス法をもたらした。)

オッピウス法廃棄をめぐる議論の際に、カトーに次のように発言させている。「プレプスが今や元老院にとって納税者そして貢納者であり始めたためでなければ、何が贈与と返礼についてのキンキウス法を〔もたらしたのか〕⁽¹⁷³⁾。」先に見たように、このカトーの発言が195年の時点でなされたことについては疑われるべきだが、少なくともリーウィウスはキンキウス法制定の要因を一般市民が支配階層⁽¹⁷⁵⁾によって財物を取り立てられている事態の出現に見出している。このような状況は、前節で見たクリエンテラ関係においてパトローヌスがクリエンテースに贈与を強要する事態を彷彿とさせる。

クリエンテースがパトローヌスに贈物をする場合の一つが法廷弁護である。現代とは異なって、裁判で当事者の弁護を引き受けるのは、法の専門家（共和政ローマに近代的な法曹三者は存在せず、法の専門家は法学者である）ではなく、弁論術を習得している者とりわけ訴訟当事者の支配階層に属するパトローヌスだった。パトローヌスがクリエンテースの弁護人となりその見返りとして報酬を受け取る状況は、キンキウス法に近似する時期に上演されたであろう、プラウトゥスの演劇『メナエウム兄弟』に記されている⁽¹⁷⁶⁾。

以上の史料に基づけば、本法律の制定要因を検討するには、クリエンテラ関係に基づく弁護人への報酬支払いに関する規定を重視すべきように考えられる。さらに、先に見た本法律の適用を除外されている人々の範疇

(173) Liv. 34, 4, 9: Quid legem Cinciam de donis et muneribus nisi quia vectigaliam et stipendiaria plebs esse senatui coeperat ?

(174) 前注 (107) および対応本文参照。

(175) リーウィウスの用語では「プレプス」と「元老院」の敵対が示されており、共和政初期的な身分闘争を想定させるが、「プレプス」という用語でリーウィウスは頻繁に一般大衆を示しており、ここでも一般市民とノービリタース支配階層の関係が述べられていると解すべきであろう。

(176) Plaut. *Menaech.* 571ff. この演劇の成立年代は明らかでないが、少なくともプラウトゥスの没年184年以前の状況を記すものであることは間違いないであろう。

が示唆的であろう。5 親等以内の血族関係にある者のすべて、6 親等にある者でもマタイトコのコドモ、嫁資設定を目的とする場合には血縁関係にある男性のすべて、さまざまな姻戚関係にある者たち、権力関係にある者のすべて、後見人、奴隷および自らを奴隷であると信じている者、これらの範疇は日常的人間関係のほとんどすべてを含むであろう。こうした範疇⁽¹⁷⁷⁾から外れる人間関係こそ、クリエンテラ関係である。奴隷が除外される人の範疇⁽¹⁷⁸⁾に含まれるのに被解放自由人はそれに含まれていない、この事実が象徴的であろう。つまり、こうした除外規定を設けることによって、一定限度を超える贈与の禁止という一般規定は、実質的には、ほぼクリエンテラ関係に限定して適用された、と考えられる。

このようなことから、本法律はクリエンテラ関係、とりわけ、弁護人の報酬に関して定めることを実質的な目的としたと想定でき、本法律制定の要因もそこに求めるべきと考えられる。研究者のほとんども弁護人への報酬の禁止という特別規定を重視して本法律制定の要因を明らかにしよう⁽¹⁷⁹⁾としている。

史料の叙述にしたがい、本法律はパトロヌスに経済的に抑圧されたクリエンテラスの法的な保護を目的とすると理解されてきた。そうして、多額の贈与を強要するパトロヌスの浪費の意思を抑止するものとして、浪費に関する法律とされてきた。⁽¹⁸⁰⁾これにたいし、Kaser は、ハンニバル戦争という経済的に困窮していた時期に支配階層が自分たちの財産を浪費する

(177) こうした発想は、Casavola, *Lex Cincia*, 25にも認められる。

(178) 古典期においては被解放自由人も除外される人の範疇に含まれるようになっていた。Frag. Vat. 307ff.

(179) 例えば、Savio, *Aevum* 14, 179; Casavola, *Lex Cincia*, 12ss.; Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 52f.; Kaser, *Verbotsgesetze*, 26f.; Baltrusch, *Regimen morum*, 64ff.; Gonzalez, A., The Possible Motivation of the Lex Cincia de donis et muneribus, in *RIDA* 34 (1987), 167ff.; Vishnia, *State*, 94f.; Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 112ss. けれども、Elster, *Gesetze*, 260は、史料から本法律制定の原因を導くのは思弁にすぎないとする。

(180) 例えば、Savio, *Aevum* 14, 179; Sauerwein, *Leges sumptuariae*, 52f.

ことはあり得ず（支配階層が浪費を抑止しようとしたことはオッピウス法に示される）、キンキウス法は浪費に関する法律ではないとする。⁽¹⁸¹⁾けれども、204年にはローマの経済状況は好転していた。リーウィウスによれば、207年のメタウルスの戦いの後には、イタリア半島に平穏が訪れ、商業活動が再開され始めた。⁽¹⁸²⁾206年には、コンスルたちは、都市ローマに逃げ込んでいた農民たちへ自分たちの家・農場に帰るよう、布告を⁽¹⁸³⁾発した。農業活動の再開の前提となる安全が確保できたことを読みとれよう。そして、204年には、210年に行われた国庫への自発的な供与にたいする返還が定められた。国庫に納められた金銭を三回の分割払いで返却し、一回目の分割払いのための金銭は国庫に用意されていた。⁽¹⁸⁴⁾つまり、207年以降の商業活動・農業活動の復興の結果、国庫には通常の家業務を遂行し加えて国民に最初の分割払いをなし得るほどの財政上の余力が生じていたことが理解できる。したがって、財政的な困窮の故に浪費をなしえない、というKaserの前提は成り立たない。他方、Casavolaは、204年頃に経済は好転していたとしつつも、ローマ社会は2世紀半ばまでは浪費より節制を特徴とし、節度ある富を管理し富の蓄積を排除しようとする社会であり、そのような社会で浪費が生じることはなく、本法律は浪費に関する法律ではないとする。⁽¹⁸⁵⁾けれども、2世紀半ばまでには、オルキウス法（181年）、ファンニウス法（161年）が制定され、これらが食事についての浪費・奢侈を抑止する目的のものであることは、史料に明言されている。また、富の蓄積もローマ人の否定するものではない。それは、I章で、リーウィウスおよびキケローの叙述からすでに見たところである。筆者は、プーブリキウス法同様、本法律を他人に財産の供与を強いることで他人の財産を不当に

(181) Kaser, *Verbotsgesetze*, 26.

(182) Liv. 27, 51, 10.

(183) Liv. 28, 11, 1.

(184) Liv. 29, 16, 1ff.

(185) Casavola, *Lex Cincia*, 20ss.

浪費させる、そのような浪費に関する法律と考える。

さて、本法律制定の要因・目的として、クリエンテースの経済的救済という側面は重要であろう。ただし、それはこの法律が制定された時期のコンテキストにおいて理解されるべきである。ハンニバル戦争の終結が間近に迫ったこの時期に、クリエンテース関係の現実はどうのようなものだったろうか。Baltrusch は次のように論じる。長期間の従軍のためローマを離れざるを得なかった一般市民たちは、不在の間生じた法的問題をパトローヌスに任せざるを得ず、ますます支配階層に従属せざるを得なくなった。その結果、法廷弁論のための多額の報酬が要求され、fides に基づくクリエンテース関係に変質が生じた。そこで、伝統的な関係を復旧するためにキンキウス法が制定された⁽¹⁸⁶⁾、と。Vishnia によれば、こうである。204年にはローマの勝利がほぼ予見され、軍団の規模が削減され、多くの兵士が帰国することになった。彼らは戦争のため棚上げされていた法的な問題に対処することとなったが、戦争は一般市民のみならず支配階層にも多くの犠牲者を出し、弁護人として頼むべきパトローヌスを失った一般市民も多かった。そのため、彼らは新たなパトローヌスを求める際に多額の報酬を支払うことになった。こうして、支配階層の一部にはクリエンテースと財産を蓄積する者たちが現れ、支配階層の一体性に揺らぎが生じた。このような状況を抑止するためにキンキウス法は定められた、と。⁽¹⁸⁷⁾

いずれの見解も、経済的弱者であるクリエンテースの保護および伝統的なクリエンテース関係の復旧という点では異なるものではない。両者の見解の相違は当時のクリエンテース関係の一面を強調する点にあり、両者の見解を総合して考えるべきであろう。加えて、先に見たプラウトゥスの『メナエクム兄弟』では、クリエンテースの間にも富裕な者とそうではない者がいることを見て取れる。⁽¹⁸⁸⁾ 裕福なクリエンテースは優先的にパトロー

(186) Baltrusch, *Regimen morum*, 65f.

(187) Vishnia, *State*, 95.

(188) Plaut. *Menaech.* 577ff.

ヌスの弁護を得ることができ、そうではないクリエンテースは場合によっては訴訟で敗訴せざるを得ず、それを避けるためには、その能力を超えた額の報酬をパトロヌスに払わざるを得ない状況となっていた⁽¹⁸⁸⁾。パトロヌスの側でも、クリエンテースの側でも、戦争により従来とは異なる状況が生じており、それがとりわけ法廷弁護において顕在化していたのであろう。こうした状況に対処するものがキンキウス法だったと考えられる。

クリエンテース関係の変質は、Clemente が主張したように、従来までの支配階層の支持基盤を喪失させ、新たな人物・階層がその富と人脈によって支配階層を脅かしかねない状況を招く。キンキウス法がそれにたいする抑止であるということは、この当時の支配階層の中心人物である Q. ファビウス・マークシムスがこの法律の支援者だったことから理解できよう⁽¹⁹¹⁾。キンキウスはおそらくファビウス・マークシムスの党派に属する人物であり⁽¹⁹²⁾、保守派としてのファビウスの政策を実現するためにこの法律を成立させたのであろう。したがって、本法律はハンニバル戦争によって生じたクリエンテース関係の変質を抑止し、それによって、従来の支配階層の地位を安定させることを目的とする法律と考えられる。とりわけ、目下の戦争指導、そして、戦後の支配体制、これらを安定化するための方策と考えられよう。

(188) Cassola, *Gruppi*, 285 は、クリエンテース間の平等の実現がキンキウス法の目的だったとする。

(190) Clemente, *Leggi sul lusso*, 9.

(191) Cic. *sen.* 10 : ... cum quidem ille admodum senex suasor legis Cinciae de donis et muneribus fuit. (ちょうどそのとき、まったくの老人だったかの人 [=Q. ファビウス・マークシムス] が贈物と返礼についてのキンキウス法の支援者だった。)

(192) キンキウスはファビウス・マークシムスと対立するスキピオを調査する委員会の委員だった。Liv. 29, 20, 11.

(193) もっとも、ファビウスは親民衆的立場にあったとする見解もある。例えば、Gonzalez, *RIDA* 34, 166f. 確かに Plut. *Fab.* 27では、彼が民衆から父親のように親しまれたとされているが、どのような保守派でも民衆の支持は集めていたであろう。

けれども、ここでも、プーブリキウス法と同様の考察が必要である。キンキウス法はほとんど効力を持たなかった。プラウトゥスの『メナエクム兄弟』によれば、弁護人への報酬は日常の事態である。少なくとも2世紀初頭に弁護人が報酬を受け取ることへ違和感は感じられなかったのである。共和政末においても法廷弁論には報酬が支払われた。⁽¹⁹⁴⁾そして、アウグストゥスは受け取った報酬の4倍額の罰金を科し無償で弁護活動するよう命じた。⁽¹⁹⁵⁾けれども、ついに、クラウディウスは報酬額に10000セステルティウスという上限を設けた。⁽¹⁹⁶⁾キンキウス法は無視され続けたのである。

キンキウス法は不完全法である。⁽¹⁹⁷⁾すなわち、ある行為を禁じはするが、その行為が実現されたとしても、行為者を罰することはなく、その行為を無効ともしない。したがって、キンキウス法に反する贈与であっても両当事者に合意が成立し贈与が実行されてしまえば、その贈与は有効である。受贈者が贈与者に物の引渡を求めて訴訟を起こした場合、受贈者はキンキウス法に基づいて対抗することはできる。⁽¹⁹⁸⁾けれども、訴訟で弁護を依頼するパトローヌスに報酬を要求された場合、それに訴訟で対抗することがクリエンテースに可能だったろうか。対抗するためにはこれまでのクリエン

(194) さしあたり、Curchin, L. A., *The Lex Cincia and Lawyer's Fee under the Republic*, in *EMC* 27 (1983), 40ff. 参照。

(195) Dio Cass. 54, 18, 2.

(196) Tac. *ann.* 11, 7.

(197) Ulp. 1, 1. ただし、Tac. *ann.* 13, 42にある「キンキウス法の罰 (poena Cinciae legis)」(前注 (166) 参照) に基づいて、キンキウス法を完全には至らない法律 (lex minus quam perfecta) とする見解もある。例えば、Elster, *Gesetze*, 257. けれども、タキトゥスは言葉としては伝えるが、その内容については何も伝えない。他にキンキウス法で罰則が定められたことを伝える史料もない。そして、ウルピアーヌスはキンキウス法を不完全法と明言している。したがって、キンキウス法を不完全法と理解してよいであろう。タキトゥスの表現と不法徴収の罰則の関連については、Casavola, *Lex Cincia*, 16s.; Baltrusch, *Regimen morum*, 68f. 参照。

(198) 方式書訴訟ではキンキウス法の抗弁を用いることができるが、204年頃にはローマ市民間では法律訴訟が主流だったであろうから、原告の主張はキンキウス法に反する、と被告が主張できるだけだったろう。cf. Kaser, *Verbotsgesetze*, 27.

テラ関係を解消しなければならない。裕福なクリエンテースなら、その財力により新たなパトローヌスを得て訴訟で対抗できるであろうが、その場合にも新しいパトローヌスは弁護の報酬を期待するであろう。通常のクリエンテースにクリエンテラ関係の解消は難しかったろう。そもそも、キンキウス法の目的がクリエンテラ関係の変更の抑止にあるのなら、従来のクリエンテラ関係を解消し新しい関係を構築する方向性を奨励するとは考えがたい。いずれにせよ、キンキウス法に実効力はほとんどなかった⁽¹⁹⁹⁾と考えざるを得ない。

このように、キンキウス法も、プーブリキウス法と同様に、その内容を実行しようとする意図のない法律と理解することができる。一般的なクリエンテースの経済的窮状を救う、この目的は名目にすぎない。真の目的は、クリエンテラ関係の変更の抑止、それに伴う支配階層の現状の維持にある。けれども、ファビウス・マークシムスを含めた支配階層が法廷弁護の際にクリエンテースから何らかの報酬を受け取るという事態は、プラウトゥスに明示されているように、常態化されていたのである。したがって、それを現実に抑止・制限することは、それ自体が支配階層の分断を、政治的抗争を、惹起するものなのである。前節までに見た二つの法律と同様、キンキウス法制定に際し、議論・抗争は伝えられていない⁽²⁰⁰⁾。つまり、

(199) Baltrusch, *Regimen morum*, 66は、このように実効力のない法律が浪費を抑止できたはずがないとして、キンキウス法は浪費に関する法律ではないとする。けれども、オッピウス法、プーブリキウス法、いずれについても見たように、そもそも浪費に関する法律にその内容を実現しようという意思はないのである。

(200) Gonzalez, *RIDA* 34, 169は、次のケケローの叙述に基づいて、キンキウスの提案に反対する貴族がいたとする。Cic. *or.* 2, 286: ... M. Cincius, quo die legem de donis et muneribus tulit, cum C. Cento prodisset et satis contumeliose 'Quid fers, Cincioe?' quaeisset, 'ut emas' inquit, 'Gai, si uti velis'. (M. キンキウスが贈与と返礼についての法律を提案した日に、C. ケントーが前に出てきてまったく馬鹿にしながら「キンキウス君、何くれるの」と聞いたとき、キンキウスは「ガーイウス、使いたければ君が買うんだな」と答えた。) これは墮落した貴族にキンキウスが毅然とした態度を示したと取れるものだが、ケントーの立場からすればキンキウス法が成立しても贈与を要求できることを、したがって、キンキウス法に実効力が

ここでも、支配階層の一体性を示すためのメッセージとして、この法律は制定されているのである。もとより、キンキウス法自体が実質的に二律背反の定めであり、制定者あるいはその支援者はその法律に実効性を持たせようとすることはできなかった。本法律も、民衆の救済と支配階層の一体化をメッセージとして示す法律だったのである。⁽²⁰¹⁾

IV ハンニバル戦争期の浪費に関する法律の 立法史上の意義

以上の検討に基づき次のように考えることができよう。

浪費に関する法律という範疇は、史料においては概念範疇としても分類範疇としても確立してはいなかった。研究者においては、「浪費を抑止す

ないことを示すものでもあろう。

(201) なお、プラウトゥスの『ほらふき兵士』(Plaut. *Mil.* 164: *atque adeo, ut ne legi fraudem faciant aleariae, ...* 「そして、骰子賭博の法律に違反することをしないように」) に伝わる骰子賭博についての法律 (*lex alearia*) も、浪費に関する法律と想定されることがある。例えば、Bleicken, *Lex publica*, 169¹¹³。けれども、Bleicken は浪費に関する法律の事例としてあげるだけで根拠は示していない。他方、Kuryłowicz, *Leges aleariae*, 274ff.; id., *ZRG* 102, 195f. は、骰子賭博を禁止する法律も浪費に関する法律とともに *mos maiorum* に起源を持ちローマの習俗を再構築しようとする手段であるとしながらも、両者は近似する法律の範疇ではあるが、骰子賭博を禁止する法律は浪費に関する法律の範疇には含まれないとする。筆者は、博打による財産の消尽は正当ではない財産の使用に相当する可能性があり、骰子賭博を禁止する法律が浪費に関する法律の範疇に含まれる場合もありうると考える。けれども、プラウトゥスの叙述は上述のものに尽き、他に史料もなく、制定年代も内容も分からない。通常は、『ほらふき兵士』の成立年代を204年頃として、この法律の制定年代はそれ以前の時期とされる。例えば、Rotondi, *Leges publicae*, 261; Elster, *Gesetze*, 250f. (Baltrusch, *Regimen morum*, 103は200年頃、Bleicken, *Lex publica*, 169¹¹³は制定年代不詳とする) 本法律についてこれ以上の推論はできず、内容についても制定背景についても検討できないため、本稿では、この法律が浪費に関する法律の範疇に入る可能性があるということだけを指摘するに留めたい。

る法律」という一般的な理解の下になぜ浪費を抑止するかについてさまざまな見解が表明されてはいるが、浪費に関する法律という範疇そのものについての検討はなされていない。本稿は、さしあたり「富の公正でない使用」として浪費を理解しこうした浪費を抑止する法律として浪費に関する法律を捉える、という作業仮説の下で、いくつかの法律に着目しそれらの内容・制定原因について検討した。

十二表法10表の諸規定は、商業活動が停滞し閉鎖的農業社会となったローマで希少な財産を維持し武装自弁の重装歩兵軍団を存続させなければならぬという、5世紀半ばの社会状況を背景として制定されたと考えられる。このような社会にあっては、国家の存続を脅かす富の使用は、「富の公正ではない使用」と理解され抑止されたであろう。

これにたいし、ハンニバル戦争期における浪費に関する法律は、いずれも戦時特別立法として理解できるものである。オッピウス法およびプーブリキウス法は戦争遂行を可能にするための国家的統一性を示す目的のものだった。キンキウス法においても、ローマの勝利を最終的に確保できる安定的戦争遂行がその目的の一部に含まれると考えられる。そうして、キンキウス法が対処すべきクリエンテーラ関係変更の可能性は戦争により生じたのだから、この法律も戦争とそれの持つ影響への対処を第一の背景としたのである。こうした戦争遂行にとって障害となる富の使用は、「富の公正ではない使用」と理解され抑止されようとしたのである。

このように、浪費に関する法律はそれをもたらした各時期の社会状況を背景とするのであり、そのすべてが戦時特別立法として存在するものではない。したがって、浪費に関する法律の持つ共和政ローマにおける立法史上の意義は、この範疇がハンニバル戦争期に始めて存在するようになった、という点にあるわけではない。

筆者はハンニバル戦争期における当該の法律は次の点でローマ立法史において特徴的な類型を生み出したと考える。つまり、それらはその内容の実現を第一の目的とはしない法律なのである。オッピウス法では、その法

律で抑止されるべき事態は将来生じうる可能性を持つにすぎず、法律制定という手続を通じ国家的一体性を示すことに第一の目的があった。プーブリキウス法においては、パトローヌスによるクリエンテースへの贈与の強要は存在する事態だったが、こうした贈与の強要を抑止する手段は欠けていた。この法律も、オッピウス法同様、法律制定という手続を通じて国家的統一を示すことにその第一の目的を持つものだった。キンキウス法は、このようなプーブリキウス法の目的を、弁護人が報酬を強要するという事態への対処という外形の下で、204年という時期のコンテキストにおいて述べ直すものと考えられる。

Gruen は、2 世紀の浪費に関する法律にはその内容を実現しようとする意図も手段も欠けており、これらの法律は支配階層が国民全体に向けたメッセージにすぎないと主張した。Gruen の主張は、個別の法律についての検討に基づくものではなく、また、それら個別の法律がどのようなメッセージを示したのか、そして、なぜメッセージを示す必要があったのか、こうした問題について具体的に解明してはいる。また、簡単なオッピウス法への言及を除けば、本稿で取り扱った諸法律についての検討はしていない。そして、彼は立法史を扱ってはいない。本稿は、Gruen の主張を、彼が検討していない法律も含めた個別の法律の考察を通じて、より具体的に立証しようとするものではない。本稿の結論は Gruen 的主張に近似するものである。けれども、本稿は 2 世紀の浪費に関する法律について扱うものではなく、その限りで最終的に彼の主張を受け入れるわけでもない。⁽²⁰²⁾ 本稿の観点はあくまでも立法史にある。

(202) 筆者は、本稿での検討の限りでは、I 章で紹介したさまざまな見解の是非について最終的な判断を下しがたい。まず、Lintott、Gabba、Dauster の見解は本稿で扱った対象とは異なる法律に基づくため、彼らの見解についての評価は保留せざるを得ない。Clemente の見解も 2 世紀社会の理解に関わり、全体としての判断はなしがたい。ただし、個別の法律とりわけオッピウス法についての理解は、筆者とは異なるものである。Baltrusch についても、全体的評価は留保しなければならぬ。ただし、Baltrusch, *Regimen morum*, 128 のハンニバル戦争期に関するまとめ

一見明白な内容を持ちながらも、その内容の実現が第一の目的ではなく、法律制定という手続を通じて真の目的を達成しようとする、このような法律の類型は、筆者の見る限り、従来のローマ共和政の法律に存在してはいなかった。共和政ローマの法律をその機能にしたがって分類すれば、すでに述べたように、「個別事例に結びつけられた法律」と「規範を生み出す法律」という2つの類型に分けられる⁽²⁰³⁾。前者は宣戦布告とか和平条約の締結あるいは凱旋式の挙行の認可等々であり、これらは開戦・終戦・凱旋式の挙行といった法律の内容を実現しようとするものである。オッピウス法等は「規範を生み出す法律」という枠内に形式的には含まれる。女性は金半ウンキアの服飾品を身につけて外出してはならない、サートウルナーリアに際してはパトローヌスは蠟燭を除いてクリエンテースから贈物を受け取ってはならない、弁護人はクリエンテースから裁判についての報酬を受け取ってはならない、これらすべては将来におよぶ規範を生み出すものである。けれども、問題なのは、それら法律の命じていることが遵守されるべき規範として定められているか、ということである。外形上の規範性を示しつつ、その規範の設置に法律の本来の目的が存在しない、このよ

については、次のように述べねばならない。彼は戦争遂行のために社会的統一性を維持することが必要で、それを揺るがす浪費は抑止されねばならなかったとする。彼の見解と筆者の理解が決定的に異なるのは、筆者においては前者の目的こそ各法律の本旨であり後者は名目にすぎないという点である。Sauerweinに代表される伝統的見解については、本稿の考察の限りでは、否定的に考えざるを得ない。十二表法およびハンニバル戦争期の各法律はローマ古来の伝統を復活させようとする意図のものではなく、いずれの法律においても習俗の復活というイデオロギーは見出されないからである。Bonamenteの理解も、ヘレニズムとの関連を法律制定の原因に見出せず、妥当するとは考えがたい。十二表法にソローンの法律の影響があるのは確かだが、ヘレニズムへの対抗が十二表法にあったとは考えられず、Bonamenteの主張もそのようなものではない。La Pennaの主張は原則的には同意できる。それぞれの法律はそれらが制定された歴史的コンテクストにおいて個別に成立する、この認識に筆者は異を唱えるものではない。その上で、立法史の観点から筆者は従来にない法律の範疇を見出そうとするのである。

(203) 前注(2)参照。

うな法律の類型が共和政ローマの立法史上始めて現れた、この点に浪費に関する法律の立法史上の意義を筆者は見出すのである。

なぜ、このような法律の類型が現れたのか。それは、前章で見た個別の法律が成立した戦争という社会的・時代的背景から明らかになろう。これらを通じて、ローマ人は、あるいは、少なくとも支配階層は、一定の目的のための手段として法律を利用できる可能性を認識したのであろう。Bottiglieri はローマ人は一般に法律を信用しないが社会的に問題となる事態を回避するためには立法という手段を用いざるを得なかったとする⁽²⁰⁴⁾。そうではなくて、法律を信用しないローマ人は、法律を手段として利用できる場合もあることを認識したのであろう。

以上の理解からすれば、浪費に関する法律について法律の類型あるいは立法史という観点から考察した Daube あるいは Bleicken とは異なる認識が得られることも確認できよう。Daube はオッピウス法を支配階層内部で贅沢を競う争いに参加したくない、あるいは、参加する余裕のない者を守る法律として引用する⁽²⁰⁵⁾。けれども、奢侈を競い合う状況をこの法律の前提とするのは困難であると、前章 1 節ですでに述べた。Bleicken は、より広範な立法史的観点を示した⁽²⁰⁶⁾。彼は本稿で検討した法律のすべてを浪費に関する法律としている。けれども、それらは、少なくとも史料においては、習俗に訴えるものではない。したがって、習俗を客観化するものではない。無論、Bleicken がいうように、女性は華美な外見で外出すべきではない、クリエンテースは豪華な贈物をパトローヌスになすべきではない、これらが法律制定の時点でローマ古来の習俗と理解されていた、あるいは、理解されようとしていた、という可能性はある。けれども、重要なのは、こうした内容を実現する意思が支配階層に欠けていたことなのである。

(204) Bottiglieri, *Legislazione sul lusso*, 178.

(205) Daube, *Roman Law*, 125.

(206) 前注 (20) 対応本文参照。

以上より、ハンニバル戦争期にローマ共和政立法史上前例のない法律の類型が現れた、このように筆者は理解したい。本稿の力点はここにある。本稿は作業仮説として浪費に関する法律という範疇に着目したが、その作業仮説が妥当ではなく浪費に関する法律は2世紀に初めて生じる法律の類型であるというかもしれない。けれども、少なくとも、先のような法律の類型がハンニバル戦争期において出来た、このローマ立法史上の意義だけは確認できると考える。

2世紀において浪費に関する法律がどのように展開したか、これは別項の課題としなければならない。他方、ハンニバル戦争期に他にどのような法律が制定されたのか、そして、それらは何らかの立法史上の意義を持つのか、こうした問題も、別項の課題とせざるを得ない。続稿ではこれらの問題について検討することとしたい。

【岡田素之先生は本年めでたく古希をお迎えになりました。私は学部から大学院修士課程にかけ先生のドイツ語文献読書会に参加させていただき、ご指導を賜りました。先生の古希をお祝いし、拙い作品ではありますが、本稿を先生に献呈いたします。】